

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>1 目的 この基準は、岡山市水道条例（平成9年市条例第72号。以下「条例」という。）、岡山市水道条例施行規程（平成10年市水道局管理規程第1号）及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工並びに給水装置の維持管理等について必要な事項を定めることにより、給水装置の適正な運用を確保することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>4 工事の種別 給水装置工事の種別は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(4) 修繕工事 給水装置の漏水その他の異常を修理する工事（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>1 目的 この基準は、岡山市水道条例（平成9年市条例第72号。以下「条例」という。）、岡山市水道条例施行規程（平成10年市水道局管理規程第1号）及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工並びに給水装置の維持管理等について必要な事項を定めることにより、給水装置の適正な運用を確保することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>4 工事の種別 給水装置工事の種別は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(4) 修繕工事 給水装置の漏水その他の異常を修理する工事（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）</p>	<p style="text-align: center;">所管の変更</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p style="text-align: center;">第 2 章 給水装置の構造及び材質</p> <p>1 構造及び材質基準について 給水装置の構造及び材質は、基準省令に適合したものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(5) 逆流防止に関する基準 ア 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、減圧式逆流防止器、逆止弁等の給水用具が設けられ又は一定以上の吐水口空間が確保されていること。(表 2-1-1, 表 2-1-2) イ 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、一定以上の吐水口空間が確保され、当該場所の水管等と分離するなどにより、適切な逆流防止措置を講じること。(表 2-1-1, 表 2-1-2) ウ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <div data-bbox="516 1073 931 1419" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図 2-1-1 (水道施設設計指針 2012 年版 P753)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>2 当局が指定する材料 (表 2-2-1, 表 2-2-2)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 給水装置の構造及び材質</p> <p>1 構造及び材質基準について 給水装置の構造及び材質は、基準省令に適合したものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(5) 逆流防止に関する基準 ア 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、減圧式逆流防止器、逆止弁等の給水用具が設けられ又は一定以上の吐水口空間が確保されていること。(表 2-1-1, 表 2-1-2) イ 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、一定以上の吐水口空間が確保され、当該場所の水管等と分離するなどにより、適切な逆流防止措置を講じること。(表 2-1-1, 表 2-1-2) ウ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <div data-bbox="1765 1073 2181 1419" data-label="Diagram"> </div> <p style="text-align: center;">図 2-1-1 (水道施設設計指針 2024 年版)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>2 当局が指定する材料 (表 2-2-1, 表 2-2-2)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p style="text-align: center;">年版の修正</p>

現 行		改 正 (案)		摘 要
引込口径	接 続 材 料	引込口径	接 続 材 料	承認材料の追加による 図の追加
φ 75～ φ 150 (配水用ポリエチレン管)	<p>&lt;配水管が铸铁管の場合&gt;</p>	<p>&lt;配水管が铸铁管の場合&gt;</p>		
	<p>&lt;配水管が配水用ポリエチレン管の場合&gt;</p>	<p>&lt;配水管が配水用ポリエチレン管の場合&gt;</p>		
φ 75以上 (铸铁管)				

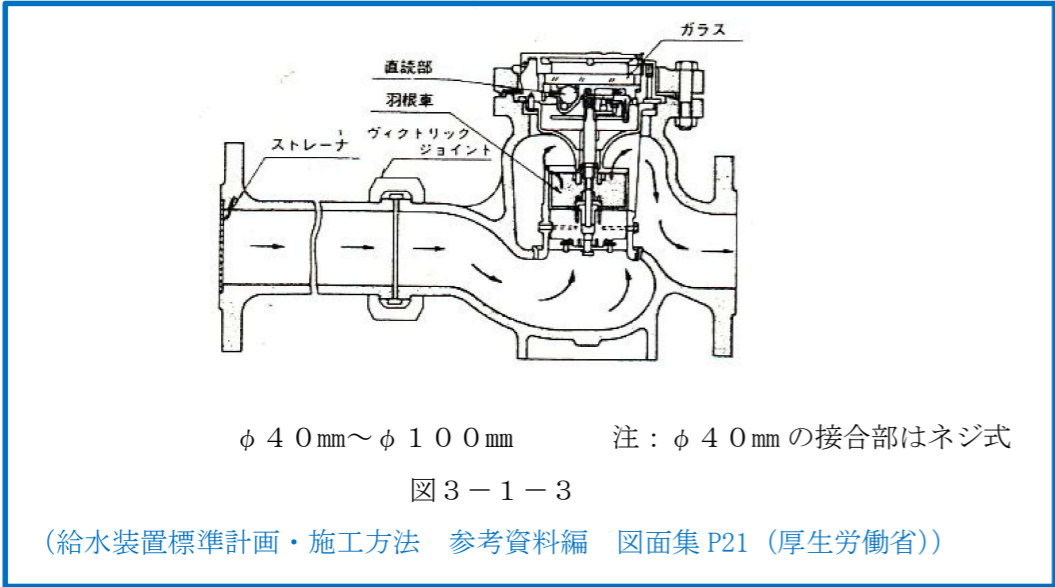
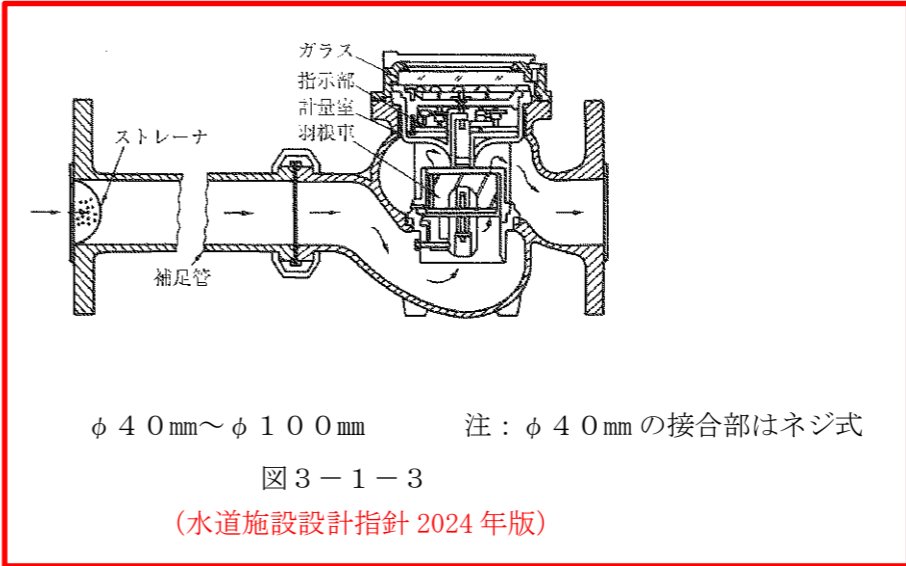
現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>注1：局メーターが自重で沈下しないよう適切な処置をすること。</p> <p>注2：φ50mm以上の給水管は明示テープにより明示すること。</p> <p>注3：铸铁管及びボルトナット等金具を使用する箇所があるときは、ポリエチレンスリーブにより防食すること。この場合において、铸铁管は全管巻きとすること。</p> <p>注4：災害時拠点施設への引込口径φ40mm、φ50mmについては、分岐から仕切弁まで配水用ポリエチレン管φ50mmを使用すること。</p> <p>注5：不断水工法により、耐震管（SⅡ，NS，GX形铸铁管）から分岐を行う場合には、耐震型不断水割輪T字管バルブ付（铸铁管用）を使用すること。</p> <p>注6：当局が配水用ポリエチレン管φ50mmから水道用ポリエチレン二層管の分岐を認めた場合、伸縮可とう離脱防止継手3受チーズを使用する。</p>	<p>注1：局メーターが自重で沈下しないよう適切な処置をすること。</p> <p>注2：φ50mm以上の給水管は明示テープにより明示すること。</p> <p>注3：铸铁管及びボルトナット等金具を使用する箇所があるときは、ポリエチレンスリーブにより防食すること。この場合において、铸铁管は全管巻きとすること。</p> <p>注4：災害時拠点施設への引込口径φ40mm、φ50mmについては、分岐から仕切弁まで配水用ポリエチレン管φ50mmを使用すること。</p> <p>注5：不断水工法により、耐震管（SⅡ，NS，GX形铸铁管，配水用ポリエチレン管）から分岐を行う場合には、耐震型不断水割輪T字管V付を使用すること。</p> <p>注6：当局が配水用ポリエチレン管φ50mmから水道用ポリエチレン二層管の分岐を認めた場合、伸縮可とう離脱防止継手3受チーズを使用する。</p>	<p>承認材料の追加による 語句の修正</p>

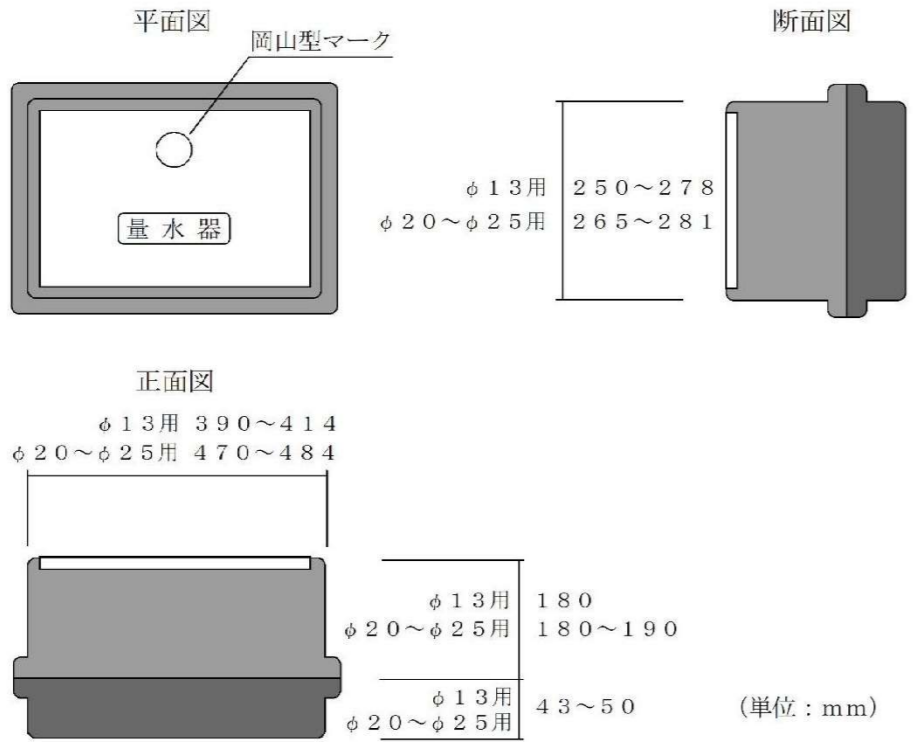
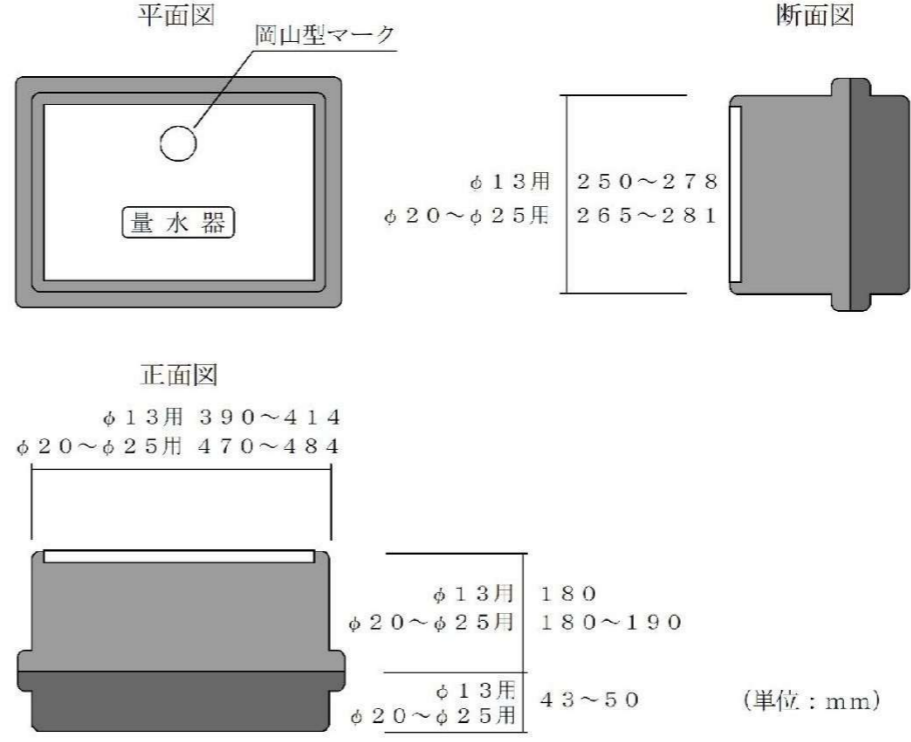
現 行	改 正 (案)	摘 要																																																																				
<p style="text-align: center;">表 2 - 2 - 2 当局の指定する材料一覧</p> <p style="text-align: center;">給水異形管類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用ポリエチレン管継手</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管継手（ワンタッチ式）</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道用G X形ダクタイル鋳鉄異形管</td> <td>JWWA G121</td> <td rowspan="2">承認品</td> </tr> <tr> <td>IDPA G1049</td> </tr> <tr> <td>水道用G X形短管 1号</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>水道用G X形短管 2号</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K6743</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K6743</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水道配水用ポリエチレン管継手</td> <td>JWWA K145</td> <td rowspan="4">承認品</td> </tr> <tr> <td>PTC B21</td> </tr> <tr> <td>PTC G32</td> </tr> <tr> <td>PTC G30</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 格	備 考	水道用ポリエチレン管継手		承認品	水道用ポリエチレン管継手（ワンタッチ式）		承認品	水道用G X形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G121	承認品	IDPA G1049	水道用G X形短管 1号		承認品	水道用G X形短管 2号		承認品	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743		水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743		水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145	承認品	PTC B21	PTC G32	PTC G30	<p style="text-align: center;">表 2 - 2 - 2 当局の指定する材料一覧</p> <p style="text-align: center;">給水異形管類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">規 格</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道用ポリエチレン管継手</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>水道用ポリエチレン管継手（ワンタッチ式）</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道用G X形ダクタイル鋳鉄異形管</td> <td>JWWA G121</td> <td rowspan="2">承認品</td> </tr> <tr> <td>IDPA G1049</td> </tr> <tr> <td>水道用G X形短管 1号</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>水道用G X形短管 2号</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>合フランジ</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>離脱防止ジョイント</td> <td></td> <td>承認品</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K6743</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手</td> <td>JIS K6743</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水道配水用ポリエチレン管継手</td> <td>JWWA K145</td> <td rowspan="4">承認品</td> </tr> <tr> <td>PTC B21</td> </tr> <tr> <td>PTC G32</td> </tr> <tr> <td>PTC G30</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	規 格	備 考	水道用ポリエチレン管継手		承認品	水道用ポリエチレン管継手（ワンタッチ式）		承認品	水道用G X形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G121	承認品	IDPA G1049	水道用G X形短管 1号		承認品	水道用G X形短管 2号		承認品	合フランジ		承認品	離脱防止ジョイント		承認品	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743		水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743		水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145	承認品	PTC B21	PTC G32	PTC G30	<p style="text-align: center;">語句の追記</p>
名 称	規 格	備 考																																																																				
水道用ポリエチレン管継手		承認品																																																																				
水道用ポリエチレン管継手（ワンタッチ式）		承認品																																																																				
水道用G X形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G121	承認品																																																																				
	IDPA G1049																																																																					
水道用G X形短管 1号		承認品																																																																				
水道用G X形短管 2号		承認品																																																																				
水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743																																																																					
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743																																																																					
水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145	承認品																																																																				
	PTC B21																																																																					
	PTC G32																																																																					
	PTC G30																																																																					
名 称	規 格	備 考																																																																				
水道用ポリエチレン管継手		承認品																																																																				
水道用ポリエチレン管継手（ワンタッチ式）		承認品																																																																				
水道用G X形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G121	承認品																																																																				
	IDPA G1049																																																																					
水道用G X形短管 1号		承認品																																																																				
水道用G X形短管 2号		承認品																																																																				
合フランジ		承認品																																																																				
離脱防止ジョイント		承認品																																																																				
水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743																																																																					
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K6743																																																																					
水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA K145	承認品																																																																				
	PTC B21																																																																					
	PTC G32																																																																					
	PTC G30																																																																					

給水装置工事施行基準（令和8年4月） 新旧対照表

現 行			改 正 (案)			摘 要
弁 栓 類			弁 栓 類			語句の追記
名 称	規 格	備 考	名 称	規 格	備 考	
水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁	JWWA B122	右回り開	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁	JWWA B122	右回り開	
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B120	右回り開	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B120	右回り開	
水道用GX形ソフトシール仕切弁（両受）	JWWA B120 JDP A G1049	右回り開	水道用GX形ソフトシール仕切弁（両受）	JWWA B120 JDP A G1049	右回り開	
水道用GX形ソフトシール仕切弁（受挿）		JWWA B 120 準拠品，右回り開 承認品	水道用GX形ソフトシール仕切弁（受挿）		JWWA B 120 準拠品，右回り開 承認品	
水道配水用ポリエチレン挿し口付 ソフトシール仕切弁	PTC B22	JWWA B 120 準拠品，右回り開	水道配水用ポリエチレン挿し口付 ソフトシール仕切弁	PTC B22	JWWA B 120 準拠品，右回り開	
水道用サドル付分水栓	JWWA B117	承認品	水道用サドル付分水栓	JWWA B117	承認品	
	PTC B20			PTC B20		
不断水割輪T字管V付	PTC G31	承認品	不断水割輪T字管V付	PTC G31	承認品	
水道用止水栓	JWWA B108	甲止水栓（ハンドル付含む）	耐震型不断水割輪T字管V付		承認品	
盗水防止型甲止水栓		承認品	水道用止水栓	JWWA B108	甲止水栓（ハンドル付含む）	
副栓付甲止水栓		承認品	盗水防止型甲止水栓		承認品	
盗水防止型副栓付甲止水栓		承認品	副栓付甲止水栓		承認品	
直結伸縮止水栓		承認品	盗水防止型副栓付甲止水栓		承認品	
水道用地下式消火栓	JWWA B103		直結伸縮止水栓		承認品	
水道用地下式消火栓（浅層埋設対応型）		JWWA B103 準拠品 承認品	直結伸縮メーターユニオン		承認品	
			水道用地下式消火栓	JWWA B103		
			水道用地下式消火栓（浅層埋設対応型）		JWWA B103 準拠品 承認品	

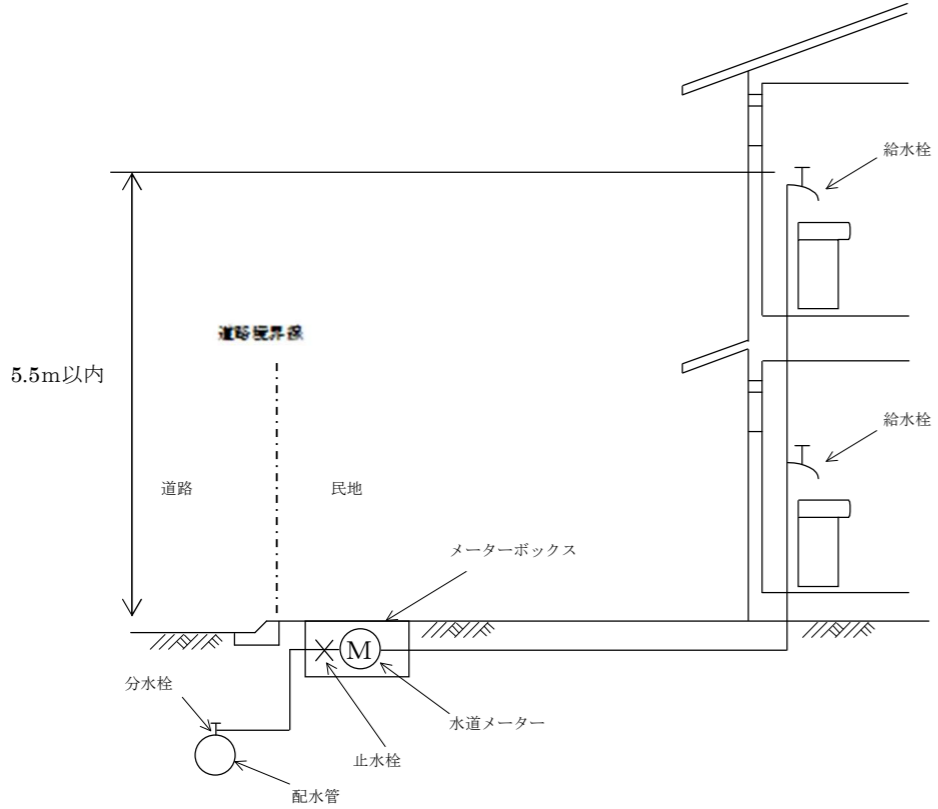
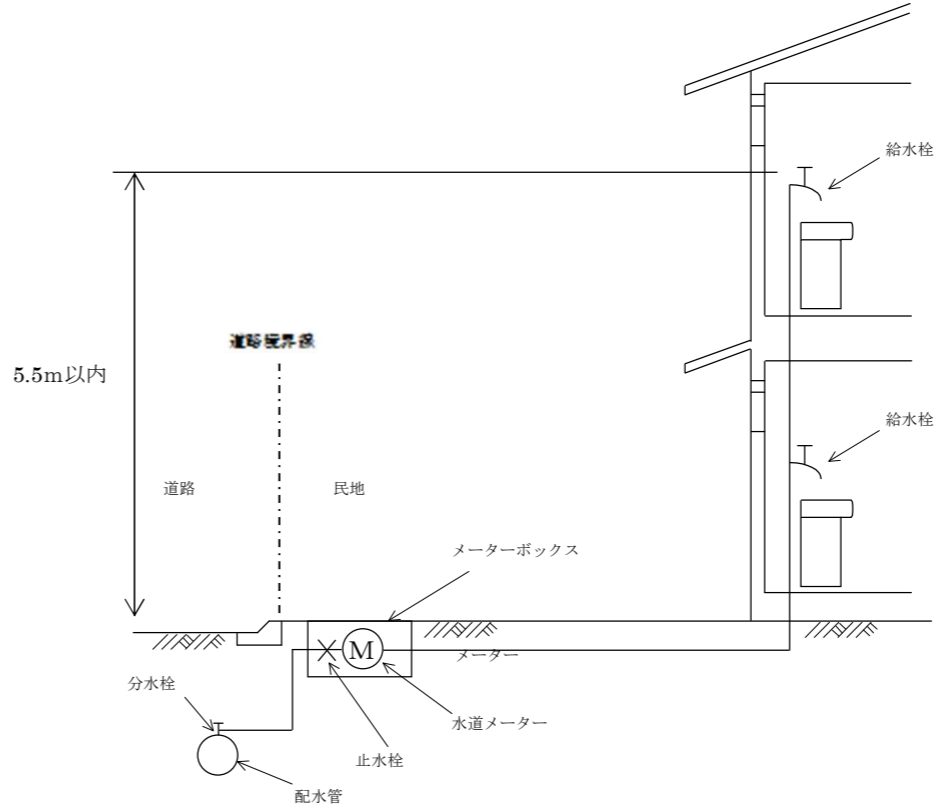


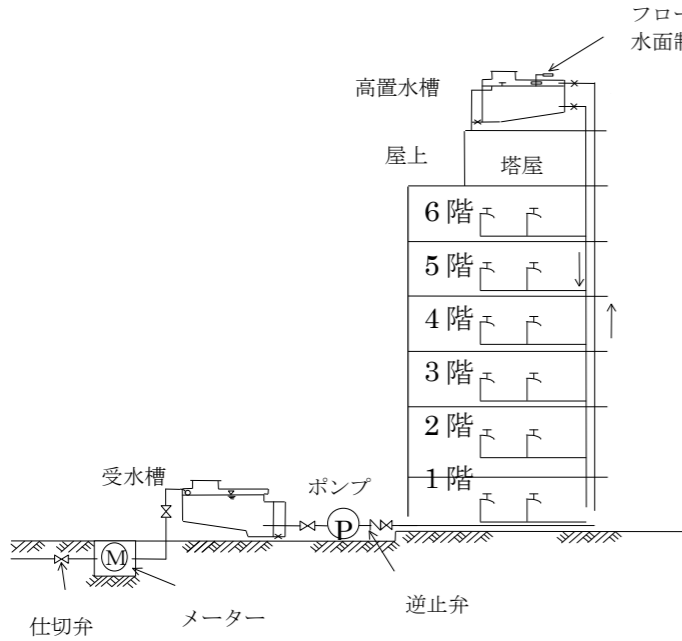
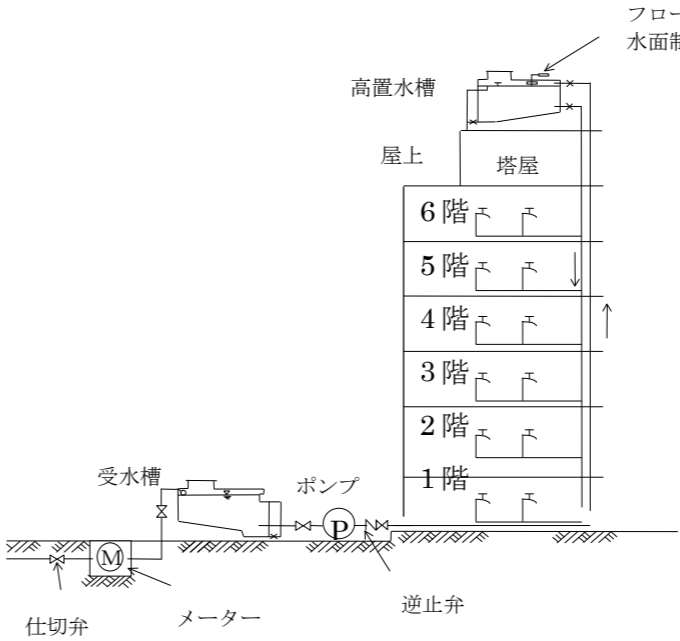
現 行	改 正 (案)	摘 要
<p style="text-align: center;">たて型軸流羽根車式</p>  <p style="text-align: center;">φ40mm～φ100mm 注：φ40mmの接合部はネジ式 図3-1-3 (給水装置標準計画・施工方法 参考資料編 図面集 P21 (厚生労働省))</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>4 メーターの取扱い メーターの取扱いについては逆付け及びき損等のトラブルのないよう十分注意すること。</p> <p>(1) メーターの取付け上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水管内の砂、石などの異物を取り除き、管内を洗管すること。</li> <li>イ メーターの側面に表示された流入方向の矢印に従い、水平に取り付けること。</li> <li>ウ メーターの取付けに使用するパッキンは新しいものを使用し、よじれがないように取り付けること。</li> <li>エ メーターのネジ部についている保護カバーは、取付け直前までネジ保護とゴミ等の付着を防ぐため取り外さないこと。</li> <li>オ 大型メーター（φ50mm以上）のフランジ継手用ボルトを締め付けるに当たっては、片締めとしないように注意すること。</li> <li>カ メーターの取付け後、徐々に通水して、空気を排除するとともに漏水の有無を確認すること。</li> <li>キ メーターの取付け後、点検し、異常があるときは取り替えること。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">たて型軸流羽根車式</p>  <p style="text-align: center;">φ40mm～φ100mm 注：φ40mmの接合部はネジ式 図3-1-3 (水道施設設計指針 2024年版)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>4 メーターの取扱い メーターの取扱いについては逆付け及びき損等のトラブルのないよう十分注意すること。</p> <p>(1) メーターの取付け上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 給水管内の砂、石などの異物を取り除き、管内を洗管すること。</li> <li>イ メーターの側面に表示された流入方向の矢印に従い、水平に取り付けること。</li> <li>ウ メーターの取付けに使用するパッキンは新しいものを使用し、よじれがないように取り付けること。</li> <li>エ メーターのネジ部についている保護カバーは、取付け直前までネジ保護とゴミ等の付着を防ぐため取り外さないこと。</li> <li>オ 大型メーター（φ50mm～φ100mm）の1次側の接続材料については、RF形フランジで接合すること。</li> <li>カ 大型メーター（φ50mm～φ100mm）のフランジ継手用ボルトを締め付けるに当たっては、片締めとしないように注意すること。</li> <li>キ メーターの取付け後、徐々に通水して、空気を排除するとともに漏水の有無を確認すること。</li> <li>ク メーターの取付け後、点検し、異常があるときは取り替えること。</li> </ul>	<p>参考文献の変更 ※設計指針に統一</p> <p>大型メーターの維持管理を考慮して追記</p>

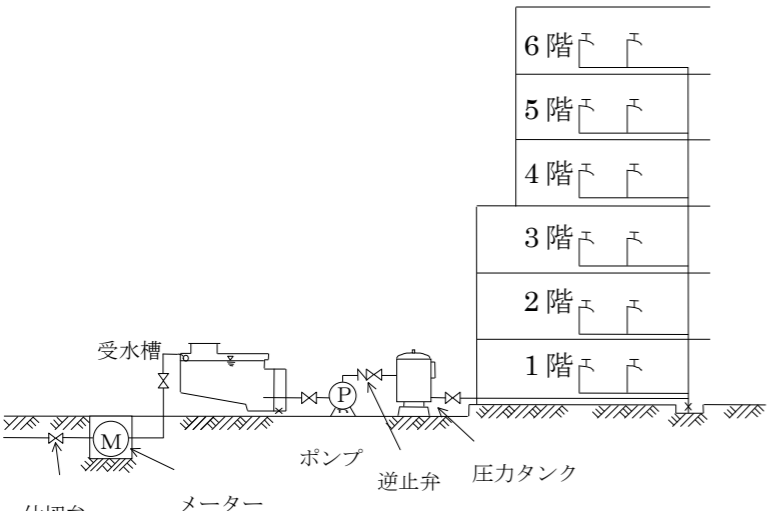
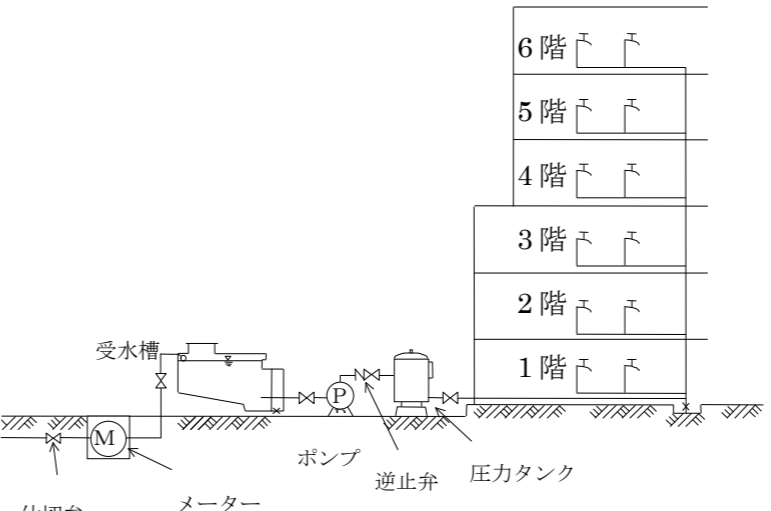
現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>4 メーターの取扱い メーターの取扱いについては逆付け及びき損等のトラブルのないよう十分注意すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>参考資料 メーターボックスの構造 φ 13 mm～φ 25 mmメーターボックス（泥除版付）</p>  <p style="text-align: center;">(φ 13 mm～φ 25 mmメーターBOX仕様書 平成25年 岡山市水道局)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p>4 メーターの取扱い メーターの取扱いについては逆付け及びき損等のトラブルのないよう十分注意すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>参考資料 メーターボックスの構造 φ 13 mm～φ 25 mmメーターボックス（泥除版付）</p>  <p style="text-align: center;">(φ 13 mm～φ 25 mmメーターBOX仕様書 令和5年 岡山市水道局)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p style="text-align: center;">年版の修正</p>

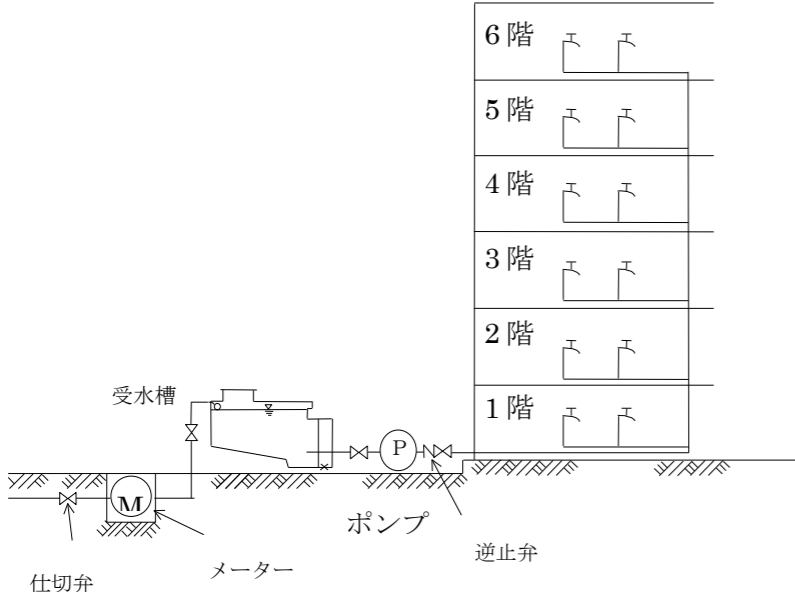
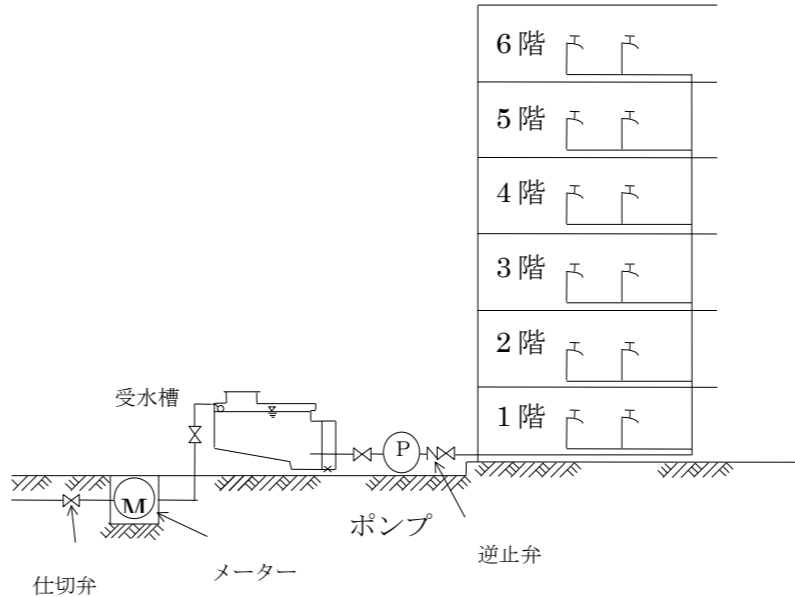
現 行	改 正 (案)	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 基本計画</b></p> <p style="text-align: center;">《省略》</p> <p>2 設計の基本条件</p> <p>(1) 給水方式</p> <p>給水方式は直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式とする。いずれを採用するかは、所要水量、使用用途、維持管理、配水管網の状況等との関連を十分調査のうえ決定する。</p> <p style="text-align: center;">表 4-2-1 給水方式の種類</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">給水方式</div> </div> <p style="text-align: right;">(水道施設設計指針 2012 年版 P693)</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 基本計画</b></p> <p style="text-align: center;">《省略》</p> <p>2 設計の基本条件</p> <p>(1) 給水方式</p> <p>給水方式は直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式とする。いずれを採用するかは、所要水量、使用用途、維持管理、配水管網の状況等との関連を十分調査のうえ決定する。</p> <p style="text-align: center;">表 4-2-1 給水方式の種類</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">給水方式</div> </div> <p style="text-align: right;">(水道施設設計指針 2024 年版 参考)</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p>	<p style="text-align: center;">年版の修正</p>

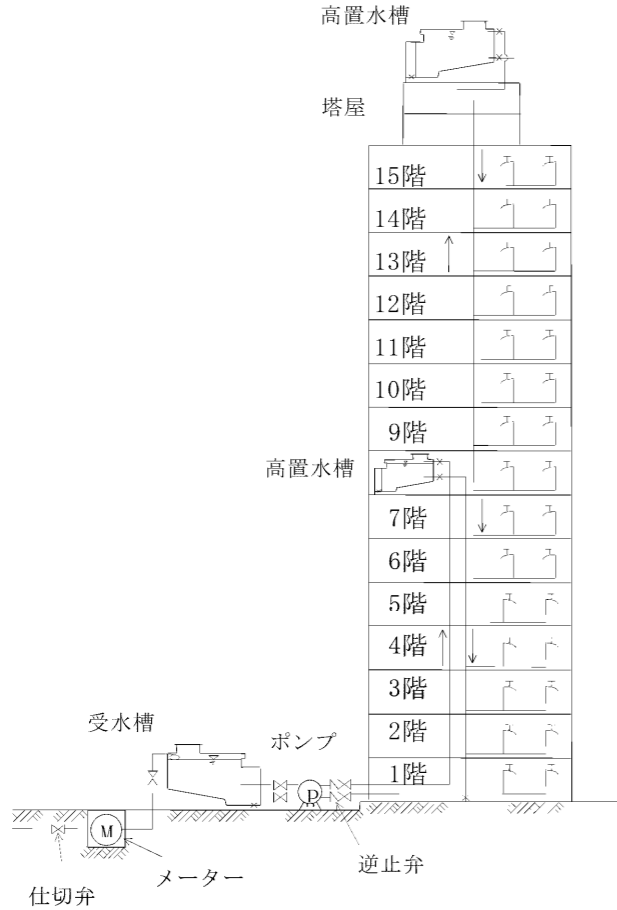
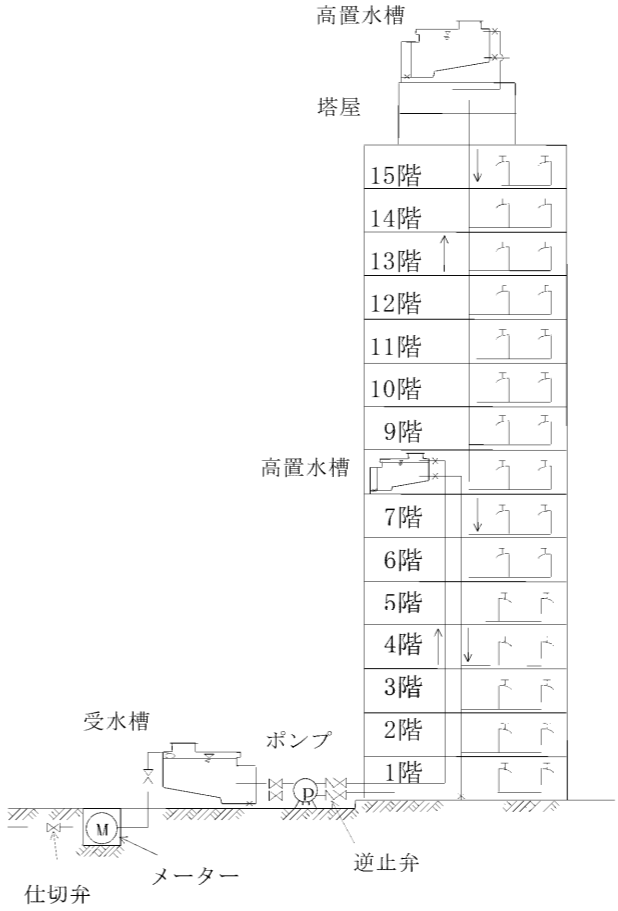
現 行	改 正（案）	摘 要
<p>3 承認の条件（共通事項）</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p> <p>ク 私設メーター</p> <p>（ア） 蓋色は，局メーターの蓋色以外を使用とすること。また，メーターボックスの蓋色も同様とすること。</p> <p>（イ） 私設メーターを設置する場合は，必ず局メーターの下流側とし，局メーターから1.0m以上離すこと。</p> <p>（ウ） 各戸検針を希望する場合は，当局と別途協議すること。</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p>	<p>3 承認の条件（共通事項）</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p> <p>(3) 私設メーター等の設置</p> <p>ア 蓋色は，局メーターの蓋色以外を使用とすること。また，メーターボックスの蓋色も同様とすること。</p> <p>イ 私設メーターを設置する場合は，必ず局メーターの下流側とし，局メーターから1.0m以上離すこと。</p> <p>ウ 局メーターの計量水量を推定できる位置へは認めないものとする。また，同等の機能を有する給水器具（流量センサー等）の設置も同様とする。</p> <p>エ 各戸検針及び各戸徴収制度を希望するメーターについては，当局と別途協議すること。</p> <p style="text-align: center;">《省略》</p>	<p>項目番号の見直しと語句の追記</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>4 承認の条件</p> <p>(1) 直結直圧式</p> <p>配水管のもつ水量，水圧等の供給能力によって末端の給水栓まで給水する方式である。</p> <p>(図4-4-1)</p> <p>給水栓高さが分岐位置道路面から5.5m以内であること。</p>  <p>図4-4-1 (水道施設設計指針 2012 年版 P693)</p> <p>《省略》</p>	<p>4 承認の条件</p> <p>(1) 直結直圧式</p> <p>配水管のもつ水量，水圧等の供給能力によって末端の給水栓まで給水する方式である。</p> <p>(図4-4-1)</p> <p>給水栓高さが分岐位置道路面から5.5m以内であること。</p>  <p>図4-4-1 (水道施設設計指針 2024 年版 参考)</p> <p>《省略》</p>	<p>年版の修正</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>(4) 受水槽式</p> <p>受水槽を設置して給水する方式である。受水槽の給水口高さは、原則として分岐位置道路面から8.5m以内とする。ただし、当局が認めるものはこの限りではない。</p> <p>受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものは、水道法施行令第2条に基づく管理及び検査を行い、10m<sup>3</sup>以下のものは岡山市小規模貯水槽水道取扱要領に従って管理及び検査を行うこと。</p> <p>高置水槽式</p> <p>受水槽に受水した後、ポンプで高置水槽へ揚水し、自然流下により給水する方式である。(図4-4-4)</p>  <p>図4-4-4 高置水槽式 (水道施設設計指針 2012年版 P695)</p>	<p>(4) 受水槽式</p> <p>受水槽を設置して給水する方式である。受水槽の給水口高さは、原則として分岐位置道路面から8.5m以内とする。ただし、当局が認めるものはこの限りではない。</p> <p>受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものは、水道法施行令第2条に基づく管理及び検査を行い、10m<sup>3</sup>以下のものは岡山市小規模貯水槽水道取扱要領に従って管理及び検査を行うこと。</p> <p>高置水槽式</p> <p>受水槽に受水した後、ポンプで高置水槽へ揚水し、自然流下により給水する方式である。(図4-4-4)</p>  <p>図4-4-4 高置水槽式 (水道施設設計指針 2024年版)</p>	<p>年版の修正</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>圧力水槽式</p> <p>受水槽に受水した後、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式である。 (図4-4-5)</p>  <p>図4-4-5 圧力水槽式 (水道施設設計指針 2012年版 P695)</p>	<p>圧力水槽式</p> <p>受水槽に受水した後、ポンプで圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式である。 (図4-4-5)</p>  <p>図4-4-5 圧力水槽式 (水道施設設計指針 2024年版)</p>	<p>年版の修正</p>

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>ポンプ直送式</p> <p>受水槽に受水した後、使用水量に応じてポンプの運転台数や回転制御によって給水する方式である。(図4-4-6)</p>  <p>図4-4-6 ポンプ直送式 (水道施設設計指針 2012年版 P695)</p>	<p>ポンプ直送式</p> <p>受水槽に受水した後、使用水量に応じてポンプの運転台数や回転制御によって給水する方式である。(図4-4-6)</p>  <p>図4-4-6 ポンプ直送式 (水道施設設計指針 2024年版)</p>	<p>年版の修正</p>

現 行	改 正（案）	摘 要
<p>多段式高置水槽式</p> <p>高層建物では高置水槽をその高さに応じて多段に設置し、給水する方式である。</p> <p>(図4-4-7)</p>  <p>図4-4-7 多段式高置水槽式 (水道施設設計指針 2012年版 P695)</p> <p>《省略》</p>	<p>多段式高置水槽式</p> <p>高層建物では高置水槽をその高さに応じて多段に設置し、給水する方式である。</p> <p>(図4-4-7)</p>  <p>図4-4-7 多段式高置水槽式 (水道施設設計指針 2024年版)</p> <p>《省略》</p>	<p>年版の修正</p>

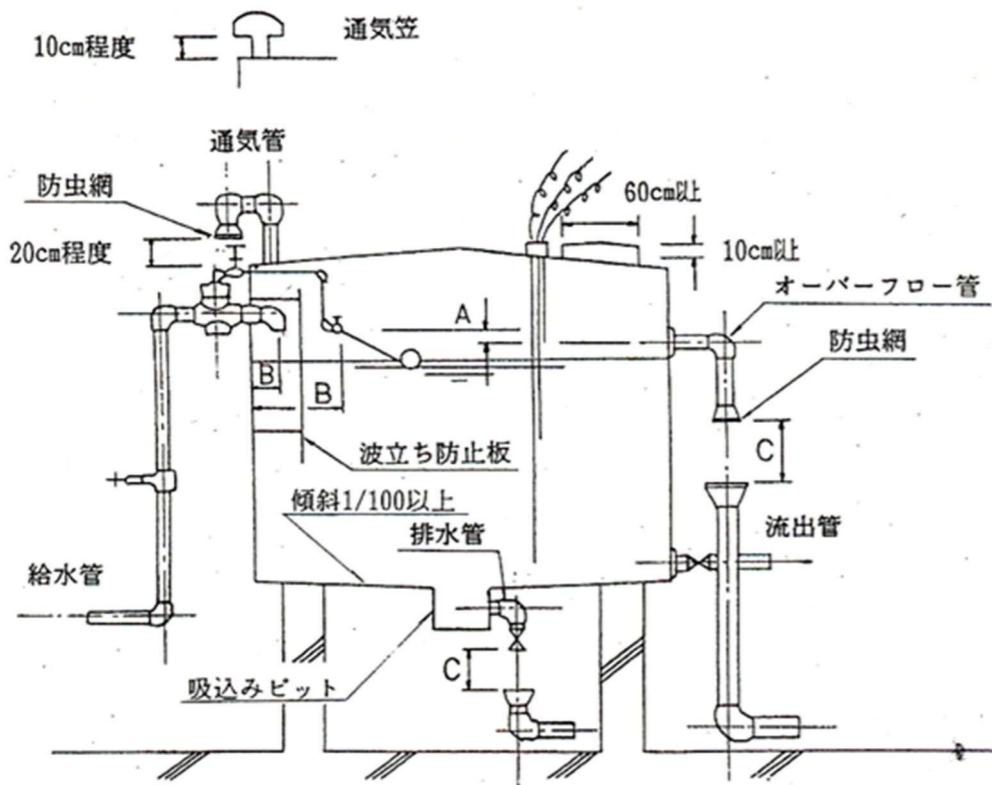


図4-4-9 受水槽構造図

(日本建築センター 給排水設備技術基準・同解説 2006年版P47 図2・14に加筆)

注1：Aは越流面から吐水口の垂直距離

注2：Bは近接壁と吐水口中心の水平距離

注3：Cは排水口空間でオーバーフロー管及び排水管の口径の2倍以上とする

(表2-1-1, 表2-1-2)

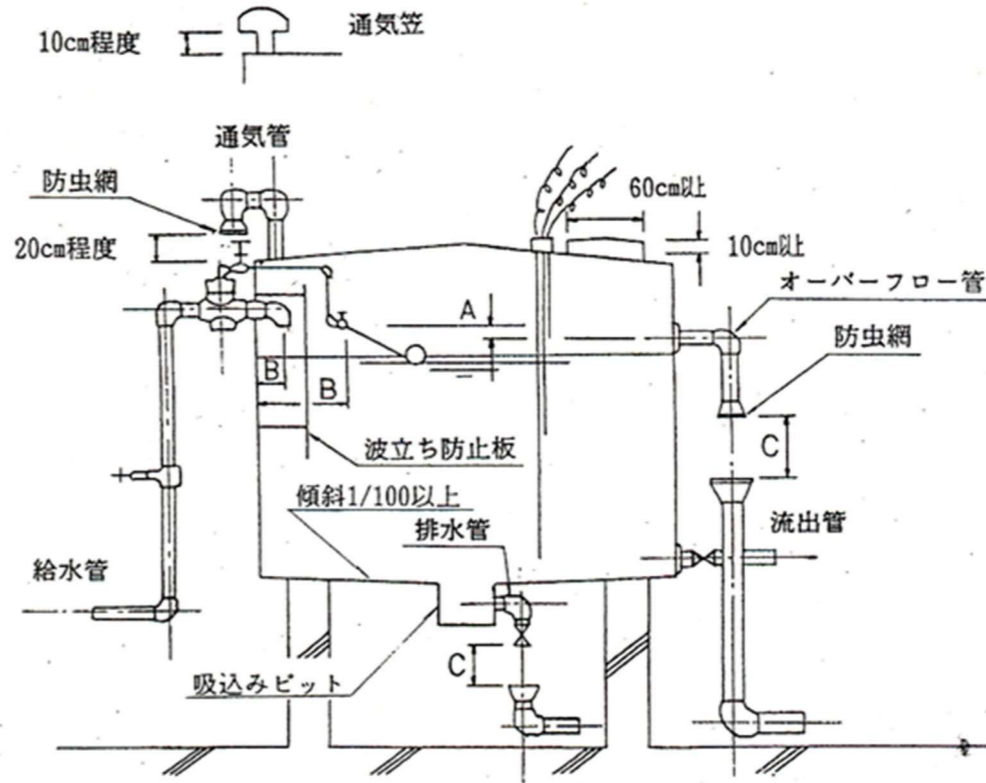


図4-4-9 受水槽構造図

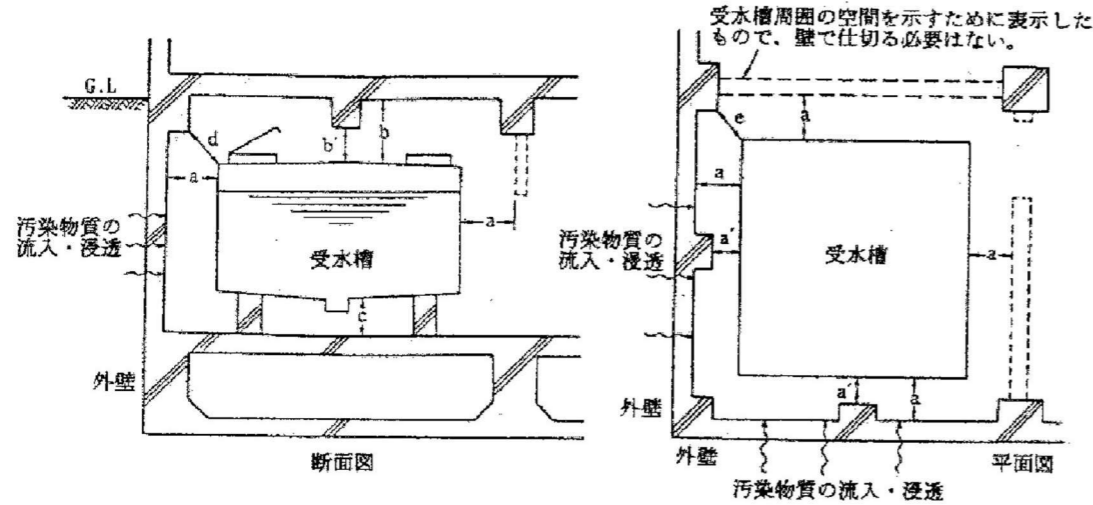
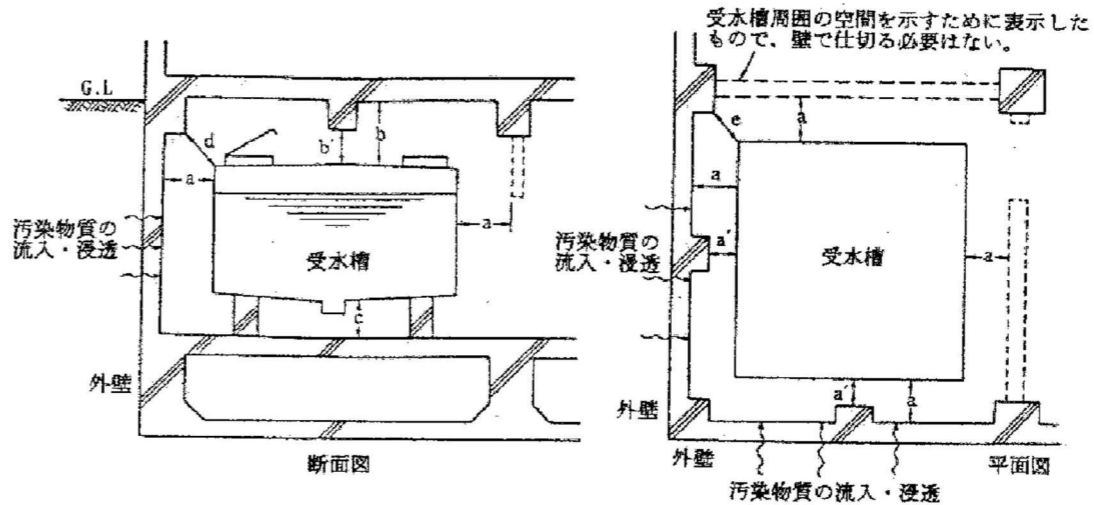
(日本建築センター 給排水設備技術基準・同解説 2006年版P47 図2・14に加筆)

注1：Aは越流面から吐水口の垂直距離 (表2-1-1, 表2-1-2)

注2：Bは近接壁と吐水口中心の水平距離

注3：Cは排水口空間でオーバーフロー管及び排水管の口径の2倍以上とする

記載場所の変更

現 行	改 正 (案)	摘 要
 <p data-bbox="477 821 958 905">図4-4-10 受水槽の設置位置の例 (水道施設設計指針 2012年版 P760)</p> <p data-bbox="664 1003 774 1035">《省略》</p>	 <p data-bbox="1715 821 2196 905">図4-4-10 受水槽の設置位置の例 (水道施設設計指針 2024年版)</p> <p data-bbox="1902 1003 2012 1035">《省略》</p>	<p data-bbox="2573 856 2718 888">年版の修正</p>



現 行	改 正 (案)	摘 要																																																																																																																				
<p style="text-align: center;">表 5-1-3 給水用具の標準使用水量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給水栓口径 (mm)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>標準流量 (L/min)</td> <td>17</td> <td>40</td> <td>65</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(水道施設設計指針 2012 年版 P702)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p style="text-align: center;">表 5-1-4 給水用具と同時使用水量比</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給水用具総数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>同時使用水量比</td> <td>1.0</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>給水用具総数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同時使用水量比</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(水道施設設計指針 2012 年版 P703)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p style="text-align: center;">表 5-1-5 給水戸数と同時使用戸数率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>戸数</td> <td>1~3</td> <td>4~10</td> <td>11~20</td> <td>21~30</td> <td>31~40</td> <td>41~60</td> <td>61~80</td> <td>81~100</td> </tr> <tr> <td>同時使用戸数率(%)</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>50</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(水道施設設計指針 2012 年版 P703)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	給水栓口径 (mm)	13	20	25	標準流量 (L/min)	17	40	65	給水用具総数	1	2	3	4	5	6	7	同時使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	給水用具総数	8	9	10	15	20	30		同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0		戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100	同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50	<p style="text-align: center;">表 5-1-3 給水用具の標準使用水量</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給水栓口径 (mm)</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>標準流量 (L/min)</td> <td>17</td> <td>40</td> <td>65</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(水道施設設計指針 2024 年版)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p style="text-align: center;">表 5-1-4 給水用具と同時使用水量比</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>給水用具総数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>同時使用水量比</td> <td>1.0</td> <td>1.4</td> <td>1.7</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>給水用具総数</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同時使用水量比</td> <td>2.8</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>4.0</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(水道施設設計指針 2024 年版)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p style="text-align: center;">表 5-1-5 給水戸数と同時使用戸数率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>戸数</td> <td>1~3</td> <td>4~10</td> <td>11~20</td> <td>21~30</td> <td>31~40</td> <td>41~60</td> <td>61~80</td> <td>81~100</td> </tr> <tr> <td>同時使用戸数率(%)</td> <td>100</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>70</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>50</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(水道施設設計指針 2024 年版)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	給水栓口径 (mm)	13	20	25	標準流量 (L/min)	17	40	65	給水用具総数	1	2	3	4	5	6	7	同時使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	給水用具総数	8	9	10	15	20	30		同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0		戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100	同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50	<p style="text-align: center;">年版の修正</p> <p style="text-align: center;">年版の修正</p> <p style="text-align: center;">年版の修正</p>
給水栓口径 (mm)	13	20	25																																																																																																																			
標準流量 (L/min)	17	40	65																																																																																																																			
給水用具総数	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																															
同時使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6																																																																																																															
給水用具総数	8	9	10	15	20	30																																																																																																																
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0																																																																																																																
戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100																																																																																																														
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50																																																																																																														
給水栓口径 (mm)	13	20	25																																																																																																																			
標準流量 (L/min)	17	40	65																																																																																																																			
給水用具総数	1	2	3	4	5	6	7																																																																																																															
同時使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6																																																																																																															
給水用具総数	8	9	10	15	20	30																																																																																																																
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0																																																																																																																
戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100																																																																																																														
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50																																																																																																														
<p>ウ 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法</p> <p>(7) 給水用具負荷単位による方法</p> <p>給水用具負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算出は、表 5-1-6 の各種給水用具の給水用具負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図 5-1-1 の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。</p>	<p>ウ 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル、<b>共同住宅</b>等における同時使用水量の算定方法</p> <p>(7) 給水用具負荷単位による方法</p> <p>給水用具負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算出は、表 5-1-6 の各種給水用具の給水用具負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図 5-1-1 の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。</p>	<p>語句の追記</p> <p>※設計指針に統一</p>																																																																																																																				

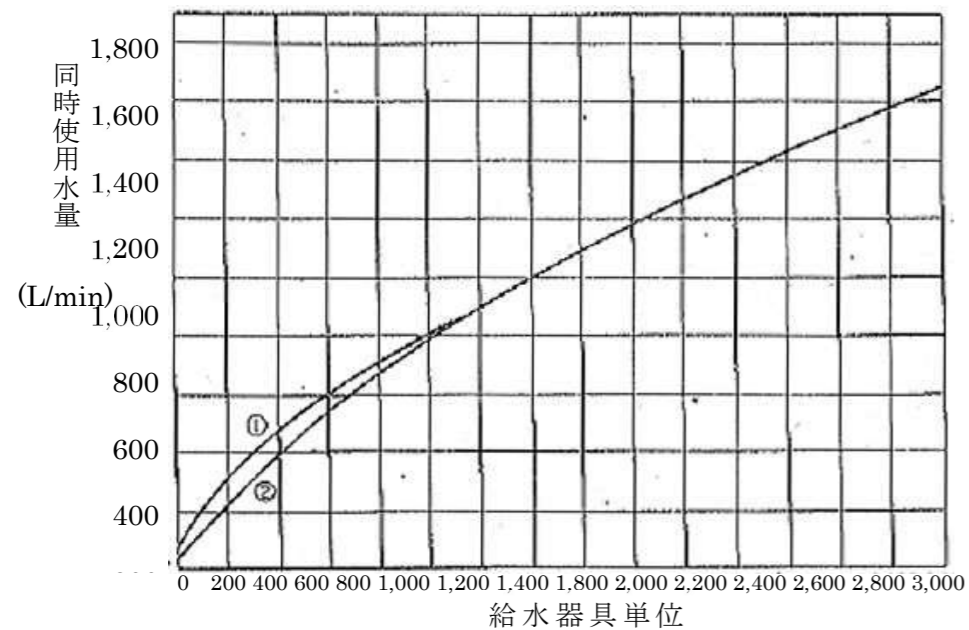
現 行				改 正 (案)				摘 要		
表5-1-6 給水用具負荷単位表				表5-1-6 給水用具負荷単位表				参考文献の変更 ※設計指針に統一		
給水用具	水栓	給水用具負荷単位		備考	給水用具	水栓	給水用具負荷単位		備考	
		公共及び事業用	個人用				公共及び事業用			個人用
大便器	洗浄弁	10	6		大便器	洗浄弁	10		6	
大便器	洗浄タンク	5	3		大便器	洗浄弁節水Ⅰ型	8			洗浄水量8.5ℓ以下
小便器	洗浄弁	5			大便器	洗浄弁節水Ⅱ型	6			洗浄水量6.5ℓ以下
小便器	洗浄タンク	3			大便器	洗浄タンク	5		3	
洗面器	給水栓	2	1		大便器	洗浄タンク節水Ⅰ型	4			洗浄水量8.5ℓ以下
手洗器	給水栓	1	0.5		大便器	洗浄タンク節水Ⅱ型	3			洗浄水量6.5ℓ以下
医療用洗面器	給水栓	3			小便器	洗浄弁	5			
事務室用流し	給水栓	3			小便器	洗浄弁節水型	3			
台所流し	給水栓		3		小便器	洗浄タンク	3			
料理場流し	給水栓	4	2		洗面器	給水栓	2		1	
料理場流し	混合栓	3			手洗器	給水栓	1		0.5	
食器洗流し	給水栓	5			医療用洗面器	給水栓	3			
連合流し	給水栓		3		事務室用流し	給水栓	3			
洗面流し	給水栓	2		水栓1個につき	台所流し	給水栓			3	
掃除用流し	給水栓	4	3		料理場流し	給水栓	4		2	
浴槽	給水栓	4	2		料理場流し	混合栓	3			
シャワー	混合栓	4	2		食器洗流し	給水栓	5			
浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合		8		連合流し	給水栓			3	
浴室一そろい	大便器が洗浄タンクによる場合		6		洗面流し	給水栓	2			水栓1個につき
水飲器	水飲み水栓	2	1		掃除用流し	給水栓	4		3	
湯沸し器	ボールタップ	2			浴槽	給水栓	4		2	
散水・車庫	給水栓	5			シャワー	混合栓	4	2		
					浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合		8		
					浴室一そろい	大便器が洗浄タンクによる場合		6		
					水飲器	水飲み水栓	2	1		
					湯沸し器	ボールタップ	2			
					散水・車庫	給水栓	5			

(空気調和・衛生工学便覧 第14版, 第4巻, P116 (平22))

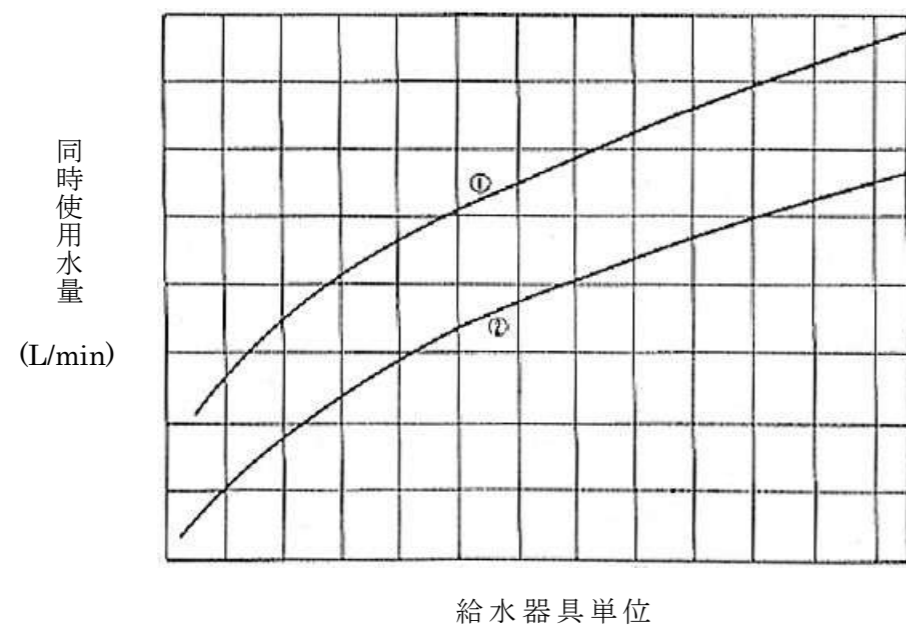
注：給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の3/4とする。

(水道施設設計指針 2024年版)

注：給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の3/4とする。

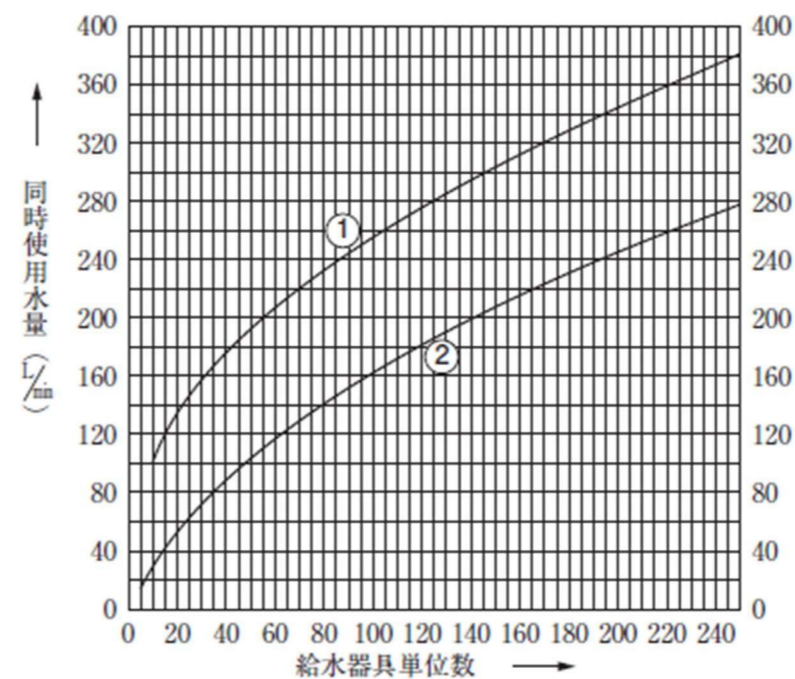
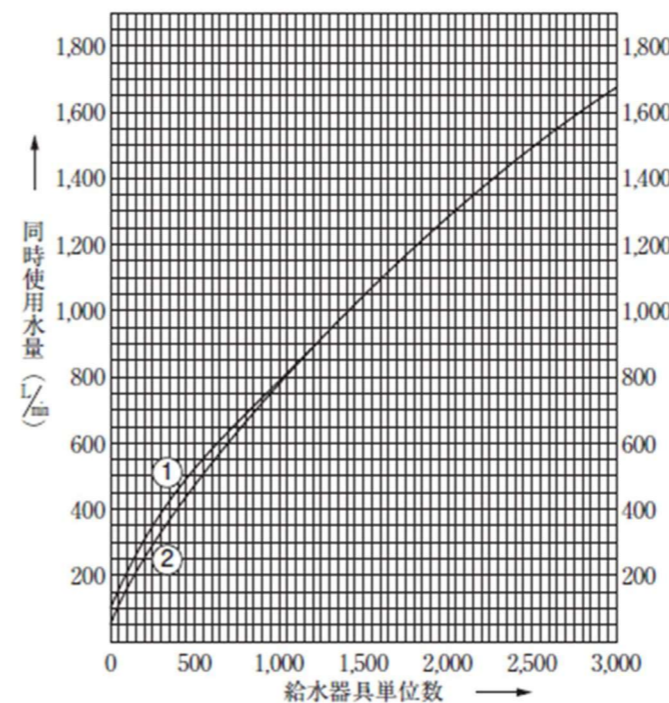


拡大図



注：曲線1は、大便器で洗浄弁の多い場合  
 曲線2は、大便器で洗浄タンクの多い場合

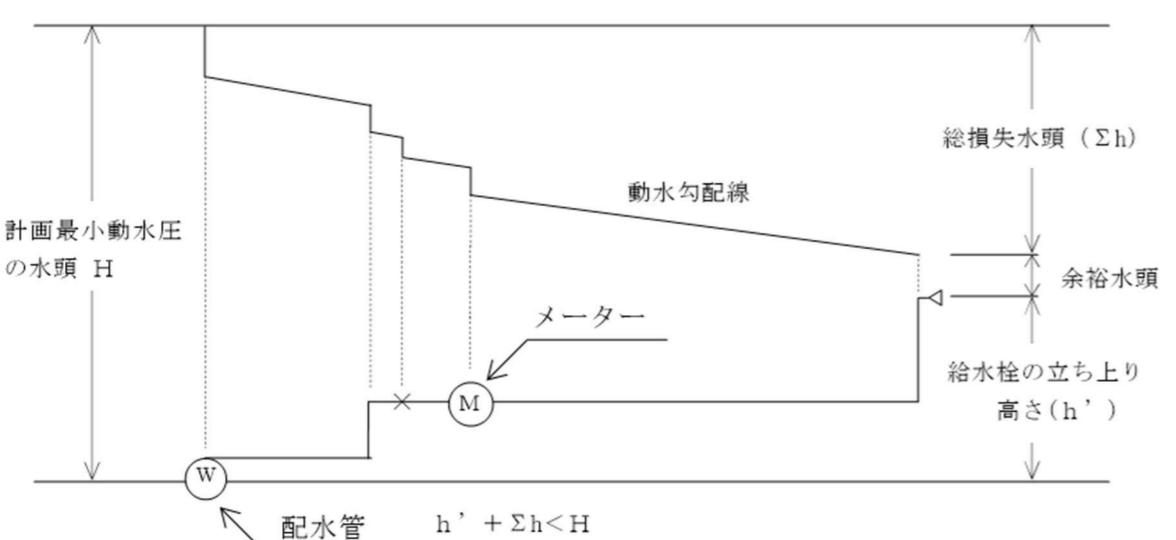
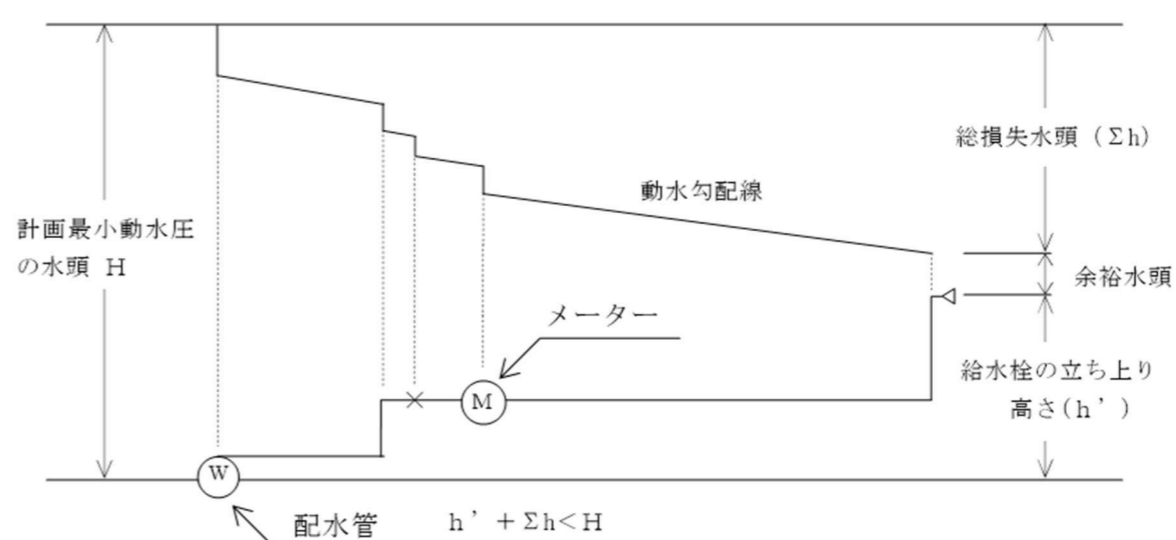
図5-1-1 給水用具負荷単位による同時使用水量図  
 (実用建築給排水設備)

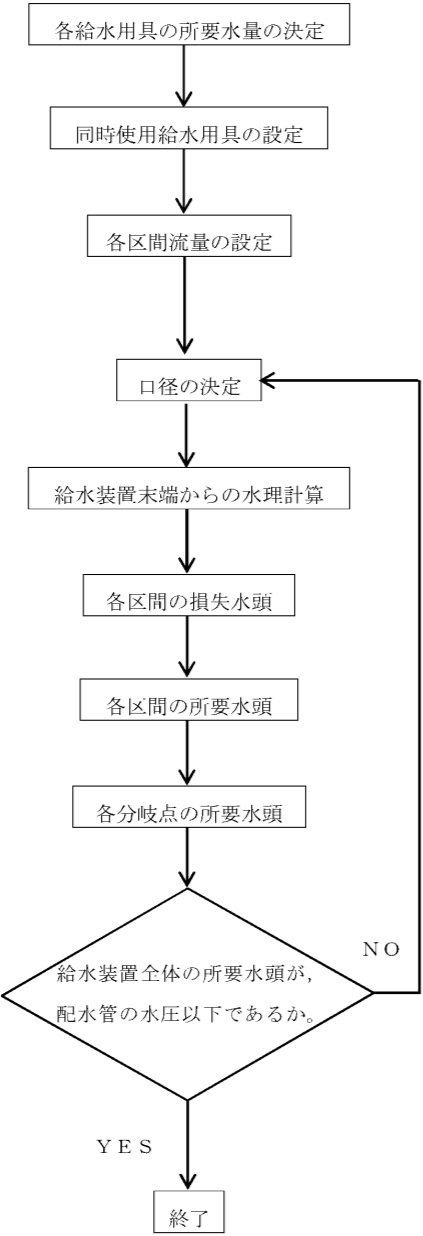
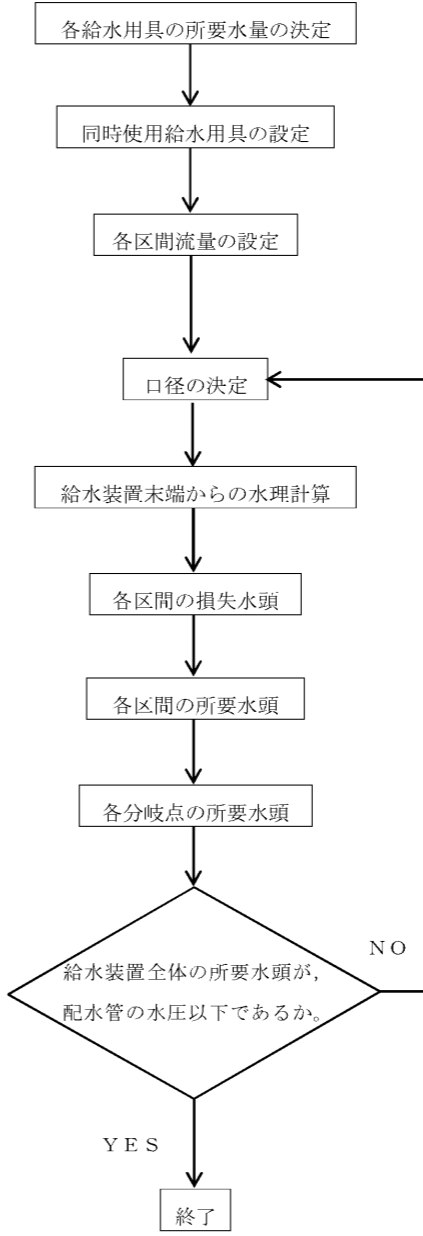


注：曲線1は、大便器で洗浄弁の多い場合  
 曲線2は、大便器で洗浄タンクの多い場合

図5-1-1 給水用具負荷単位による同時使用水量図  
 (水道施設設計指針 2024年版)

参考文献の変更  
 ※設計指針に統一

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p>(3) 受水槽式</p> <p>受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定めること。計算方法は、次のとおりである。</p> <p>受水槽単位時間当たり給水量＝1日当たりの計画使用水量÷使用時間</p> <p>計画1日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・人員を参考にするとともに、施設の規模、内容及び使用実態を十分考慮して決定すること。(表5-1-8)</p> <p>ア 計画1日使用水量の算定方法</p> <p>(イ) 使用人員から算出する場合 1人1日当たり使用水量(表5-1-8)×使用人員</p> <p>(ロ) 使用人員が把握できない場合 単位床面積当たり使用水量(表5-1-8)×延床面積</p> <p>(ハ) 使用水量実績による算定</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>2 給水管の口径決定</p> <p>(1) 口径決定の基準</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>  <p style="text-align: center;">図5-2-1 動水勾配線図 (水道施設設計指針 2012年版 P706)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p>(3) 受水槽式</p> <p>受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定めること。計算方法は、次のとおりである。</p> <p>受水槽単位時間当たり給水量＝1日当たりの計画使用水量÷使用時間</p> <p>計画1日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・<b>使用人員</b>を参考にするとともに、施設の規模、内容及び使用実態を十分考慮して決定すること。(表5-1-8)</p> <p>ア 計画1日使用水量の算定方法</p> <p>(イ) 使用人員から算出する場合 1人1日当たり使用水量(表5-1-8)×使用人員 <b>(又は有効面積当り人員×延床面積)</b></p> <p>(ロ) 使用人員が把握できない場合 単位床面積当たり使用水量(表5-1-8)×延床面積</p> <p>(ハ) 使用水量実績による算定</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>2 給水管の口径決定</p> <p>(1) 口径決定の基準</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>  <p style="text-align: center;">図5-2-1 動水勾配線図 (水道施設設計指針 2024年版)</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>	<p>語句の追記 ※設計指針に統一</p> <p>語句の追記 ※設計指針に統一</p> <p>(</p> <p>年版の修正</p>

現 行	改 正（案）	摘 要
<p>(5) 口径決定の手順</p> <p>まず給水用具の所要水量，同時に使用する給水用具を設定し，管路の各区間に流れる流量を求めること。次に口径を仮定し，その口径で給水装置全体の所要水頭が，設計水圧以下であるかどうかを確かめ，満たされている場合はその口径とすること。</p>  <p>図5-2-2 口径決定の手順                  (給水装置標準計画・施工方法 図面集 P5 (厚生労働省))</p>	<p>(5) 口径決定の手順</p> <p>まず給水用具の所要水量，同時に使用する給水用具を設定し，管路の各区間に流れる流量を求めること。次に口径を仮定し，その口径で給水装置全体の所要水頭が，設計水圧以下であるかどうかを確かめ，満たされている場合はその口径とすること。</p>  <p>図5-2-2 口径決定の手順                  (水道施設設計指針 2024年版)</p>	<p>参考文献の変更                  ※設計指針に統一</p>



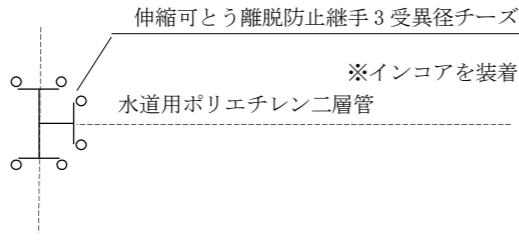
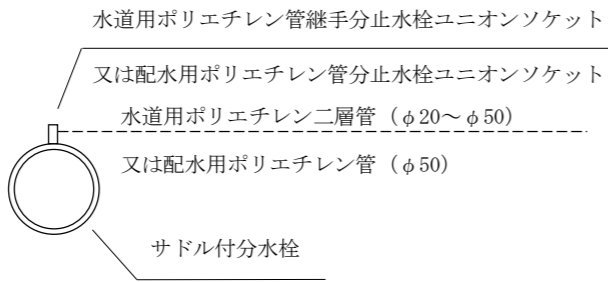
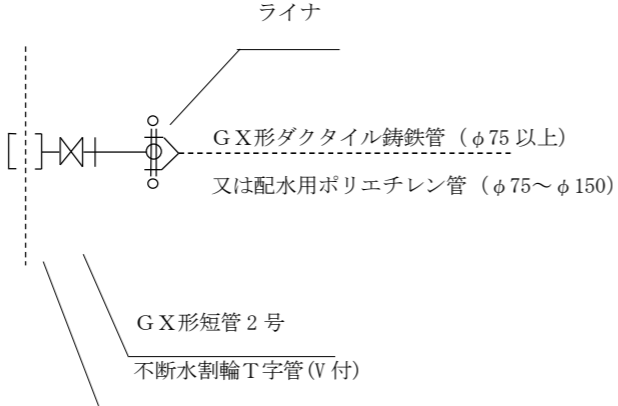
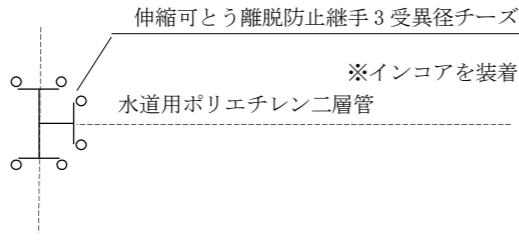
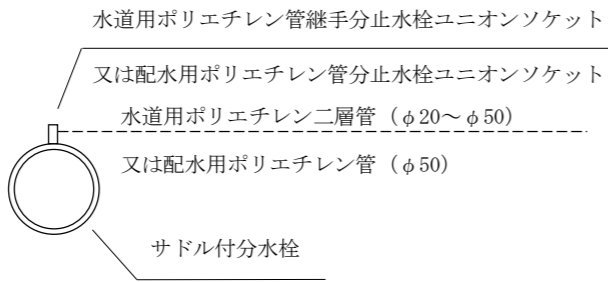
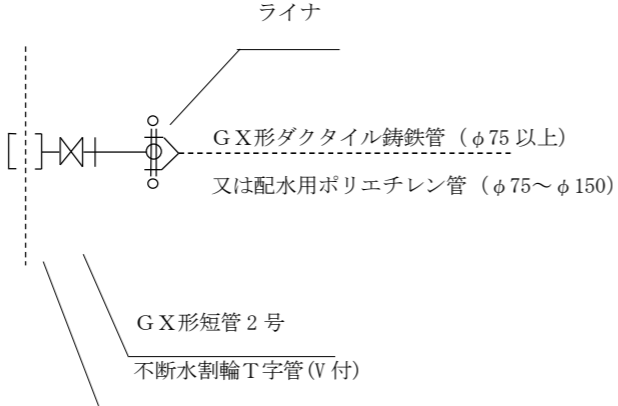
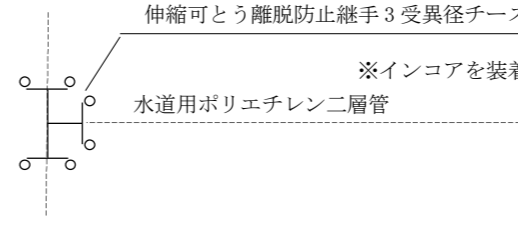
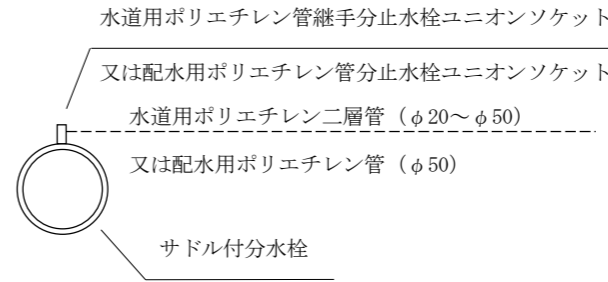
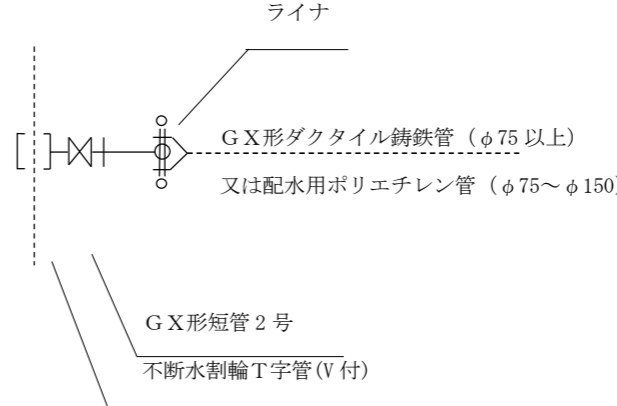
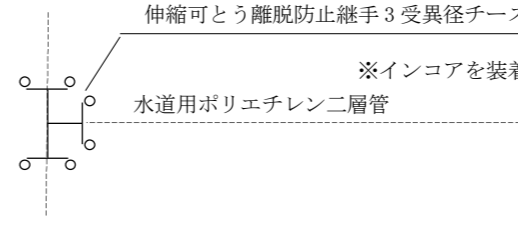
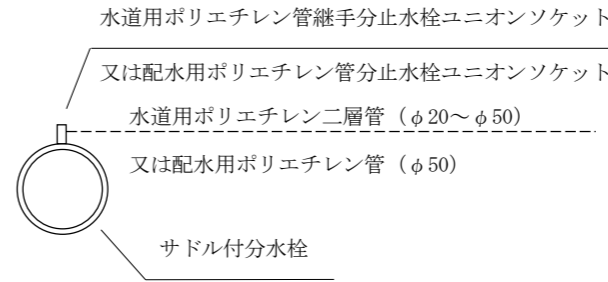
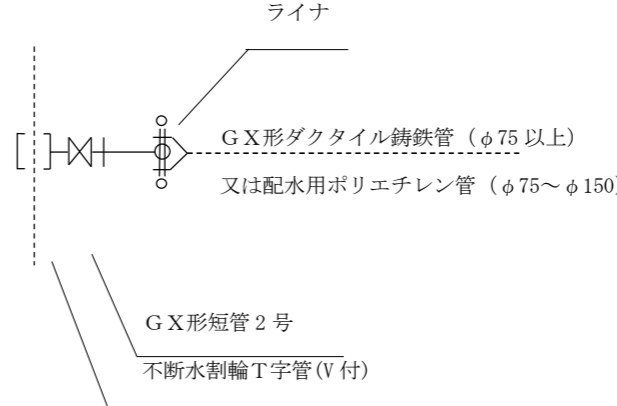
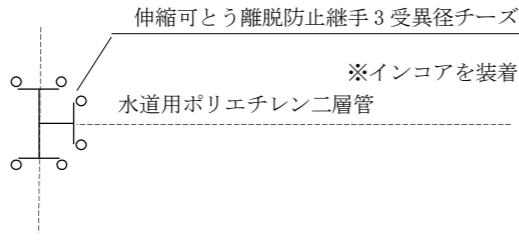
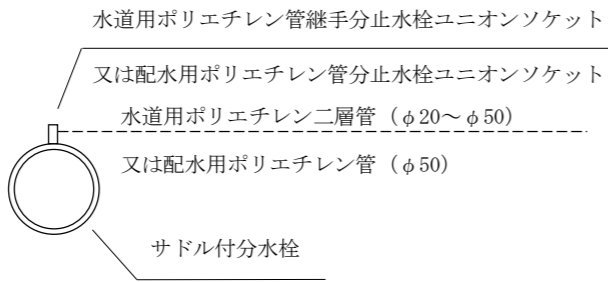
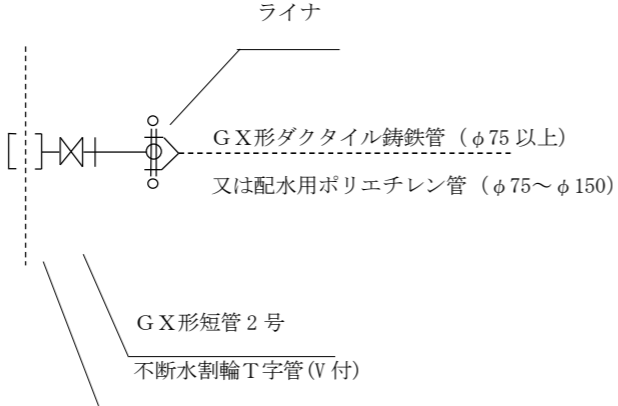
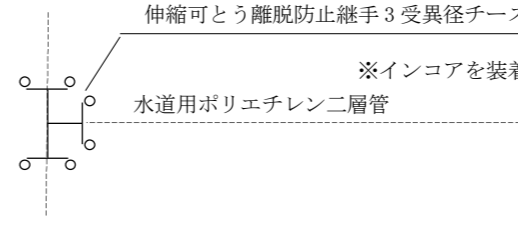
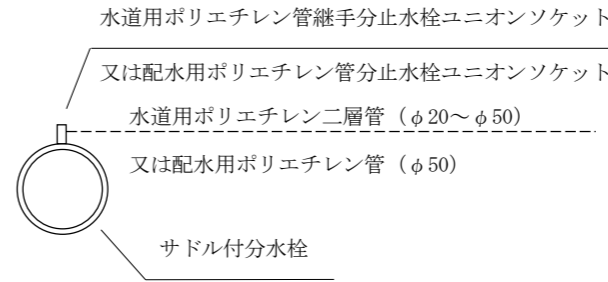
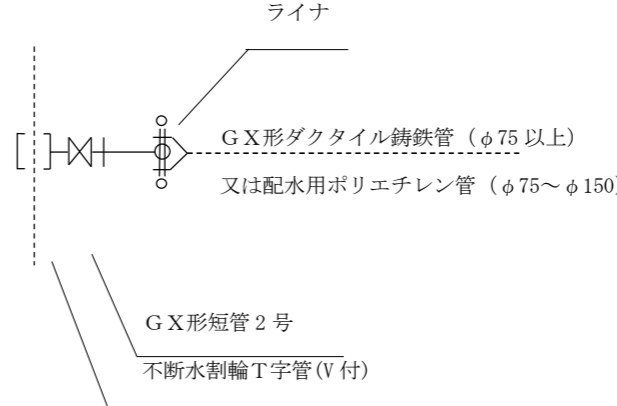
# 給水装置工事申請書

岡山市水道事業管理者 様 工事場所				局整理番号	水道番号	給水栓種	専用栓	工事種別
この度、上記場所に給水装置工事を申込みます。なお、工事申込みにあたり、岡山市水道条例及び関連規程を遵守するとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決いたします。 また、加入負担金及び手数料等については、岡山市水道条例第11条及び第33条の規定に基づくとともに、水道局に対する納付金の支払い、払戻金の請求及び受領その他諸手続きの権限を下記指定給水装置工事業者に委任します。				給水方式	<input type="checkbox"/> 直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式	<input type="checkbox"/> 3階直圧式 <input type="checkbox"/> 受水槽式		
住所 申請者 フリガナ 氏 連絡先 (TEL) 本人 (代表者) 自署又は記名押印				分配水管番号	管種	口径	φ	mm
指定給水装置工事業者				給水栓数	栓	給水栓高さ	m	
指定番号 第 号 住所 氏名 代表者名 連絡先 (TEL)				接続口径	mm	メーター口径	mm	
給水装置設置に関する同意				分岐可能戸数φ13換算	戸の内 給水戸数		戸	
私所有の土地へ給水することを同意します。				給水工事受付番号	接続年月日			
土地住所 所有者氏名				受付年月日	接続業者			
家屋住所 所有者氏名				許可年月日	開始年月日			
私所有の給水装置(水道番号) から分岐・撤去することを同意します				完工年月日	検査合格年月日			
分岐住所 所有者氏名				設計審査・検査手数料	収入日付印			
通過地住所 所有者氏名				分岐工事監督費	収入日付印			
本人 (代表者) 自署又は記名押印				( ) 内は消費税相当額を示す				
				加入負担金	収入日付印			
				( ) 内は消費税相当額を示す				
				工事負担金	収入日付印			
				( ) 内は消費税相当額を示す				
				課長 課長代理 課長補佐 係長 係員 担当者				

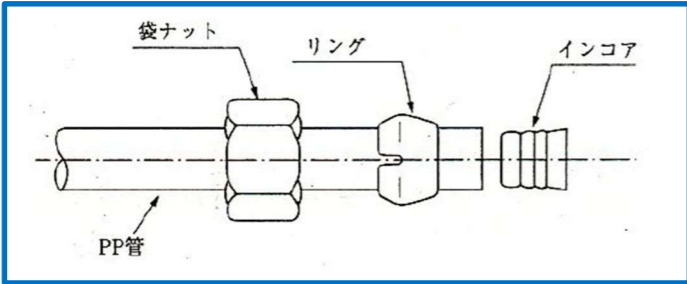
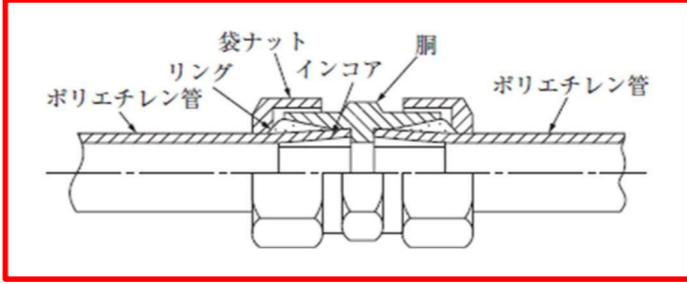
改正後

# 給水装置工事申請書

岡山市水道事業管理者 様 工事場所				局整理番号	水道番号	給水栓種	専用栓	工事種別
この度、上記場所に給水装置工事を申込みます。なお、工事申込みにあたり、岡山市水道条例及び関連規程を遵守するとともに、第三者から異議の申立てを受けたときは、私方で責任をもって解決いたします。 また、加入負担金及び手数料等については、岡山市水道条例第11条及び第33条の規定に基づくとともに、水道局に対する納付金の支払い、払戻金の請求及び受領その他諸手続きの権限を下記指定給水装置工事業者に委任します。				給水方式	<input type="checkbox"/> 直圧式 <input type="checkbox"/> 直結増圧式	<input type="checkbox"/> 3階直圧式 <input type="checkbox"/> 受水槽式		
住所 申請者 フリガナ 氏 連絡先 (TEL) 本人 (代表者) 自署又は記名押印				分配水管番号	管種	口径	φ	mm
指定給水装置工事業者				給水栓数	栓	給水栓高さ	m	
指定番号 第 号 住所 氏名 代表者名 連絡先 (TEL)				接続口径	mm	メーター口径	mm	
給水装置設置に関する同意				分岐可能戸数φ13換算	戸の内 給水戸数		戸	
私所有の土地へ給水することを同意します。				給水工事受付番号	接続年月日			
土地住所 所有者氏名				受付年月日	接続業者			
家屋住所 所有者氏名				許可年月日	開始年月日			
私所有の給水装置(水道番号) から分岐・撤去することを同意します				完工年月日	検査合格年月日			
分岐住所 所有者氏名				設計審査・検査手数料	収入日付印			
通過地住所 所有者氏名				分岐工事監督費	収入日付印			
本人 (代表者) 自署又は記名押印				( ) 内は消費税相当額を示す				
				加入負担金	収入日付印			
				( ) 内は消費税相当額を示す				
				工事負担金	収入日付印			
				( ) 内は消費税相当額を示す				
				課長 課長代理 課長補佐 係長 係員 担当者				

現 行	改 正 (案)	摘 要																								
<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 給水装置の配管工事</b></p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>3 給水管の分岐</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(2) 分岐の方法</p> <p>原則として、不断水工法とする。(表7-3-1)</p> <p style="text-align: center;">表7-3-1 当局の指定する分岐方法</p> <table border="1" data-bbox="115 653 1231 1644"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>引込口径</th> <th>分 岐 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ 25</td> <td>φ 20</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>φ 40～φ 350</td> <td>φ 20～φ 50</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>φ 150 ～ φ 350</td> <td>φ 75 以上 &lt;配水管が 鋳鉄管の場 合&gt; 不断水工法</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	配水管口径	引込口径	分 岐 方 法	φ 25	φ 20		φ 40～φ 350	φ 20～φ 50		φ 150 ～ φ 350	φ 75 以上 <配水管が 鋳鉄管の場 合> 不断水工法		<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 給水装置の配管工事</b></p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>3 給水管の分岐</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p> <p>(2) 分岐の方法</p> <p>原則として、不断水工法とする。(表7-3-1)</p> <p style="text-align: center;">表7-3-1 当局の指定する分岐方法</p> <table border="1" data-bbox="1353 653 2469 1644"> <thead> <tr> <th>配水管口径</th> <th>引込口径</th> <th>分 岐 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>φ 25</td> <td>φ 20</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>φ 40～φ 350</td> <td>φ 20～φ 50</td> <td>  </td> </tr> <tr> <td>φ 150 ～ φ 350</td> <td>φ 75 以上 &lt;配水管が 鋳鉄管の場 合&gt; 不断水工法</td> <td>  </td> </tr> </tbody> </table>	配水管口径	引込口径	分 岐 方 法	φ 25	φ 20		φ 40～φ 350	φ 20～φ 50		φ 150 ～ φ 350	φ 75 以上 <配水管が 鋳鉄管の場 合> 不断水工法		
配水管口径	引込口径	分 岐 方 法																								
φ 25	φ 20																									
φ 40～φ 350	φ 20～φ 50																									
φ 150 ～ φ 350	φ 75 以上 <配水管が 鋳鉄管の場 合> 不断水工法																									
配水管口径	引込口径	分 岐 方 法																								
φ 25	φ 20																									
φ 40～φ 350	φ 20～φ 50																									
φ 150 ～ φ 350	φ 75 以上 <配水管が 鋳鉄管の場 合> 不断水工法																									

現 行		改 正 (案)		摘 要
<p>φ 150 ～ φ 350</p>	<p>φ 75 以上 &lt;本管が配 水用ポリエ チレン管の 場合&gt; 断水工法</p>			<p>承認材料の追加による 語句の修正</p>
<p>注 1：不断水工法により，耐震管（SⅡ，NS，GX形鋳鉄管）から分岐を行う場合には，耐震型不断水割輪 T 字管バルブ付（<b>鋳鉄管用</b>）を使用すること。</p> <p>注 2：当局が配水管口径 φ 50mm から引込口径 φ 50mm の分岐を認めた場合は，原則として断水工法で分岐すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>		<p>注 1：不断水工法により，耐震管（SⅡ，NS，GX形鋳鉄管，<b>配水用ポリエチレン管</b>）から分岐を行う場合には，耐震型不断水割輪 T 字管 <b>V</b> 付を使用すること。</p> <p>注 2：当局が配水管口径 φ 50mm から引込口径 φ 50mm の分岐を認めた場合は，原則として断水工法で分岐すること。</p> <p style="text-align: center;">《 省略 》</p>		
<p>5 給水管の接合方法</p> <p>給水管の接合方法は，使用する管種ごとに種々あるが，主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) 水道用ポリエチレン管の接合</p> <p>水道用ポリエチレン管の接合は，金属継手等を使用し，曲げ配管は行わないこと。</p> <p>ア 作業上の注意事項</p> <p>(ア) 接合（異種管接合を含む）はポリエチレン管専用の継手を使用し，使用継手ごとの方法により確実に行うこと。</p> <p>(イ) 管切断は管軸に対して直角に行い，接合部の付着物はウエス等で清掃すること。</p> <p>(ウ) 挿し口には，挿し込み長さを確認するための表示を行うこと。</p> <p>(エ) 管の挿入は表示線まで確実に行うこと。</p> <p>イ 金属継手（メカニカル継手）による接合（図 7-4-1）</p> <p>金属継手（メカニカル継手）による接合方法の概要を次に示す。詳細については使用する材料の接合要領書を参照すること。</p> <p>(ア) 継手は，管種（1種・2種）に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) 継手を分解し，管に袋ナット，リングの順にセットする。</p> <p>(ウ) インコアを管に，プラスチックハンマー等で根元まで打ち込む。</p>		<p>5 給水管の接合方法</p> <p>給水管の接合方法は，使用する管種ごとに種々あるが，主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) 水道用ポリエチレン管の接合</p> <p>水道用ポリエチレン管の接合は，金属継手等を使用し，曲げ配管は行わないこと。</p> <p>ア 作業上の注意事項</p> <p>(ア) 接合（異種管接合を含む）はポリエチレン管専用の継手を使用し，使用継手ごとの方法により確実に行うこと。</p> <p>(イ) 管切断は管軸に対して直角に行い，接合部の付着物はウエス等で清掃すること。</p> <p>(ウ) 挿し口には，挿し込み長さを確認するための表示を行うこと。</p> <p>(エ) 管の挿入は表示線まで確実に行うこと。</p> <p>イ 金属継手（メカニカル継手）による接合（図 7-4-1）</p> <p>金属継手（メカニカル継手）による接合方法の概要を次に示す。詳細については使用する材料の接合要領書を参照すること。</p> <p>(ア) 継手は，管種（1種・2種）に適合したものを使用する。</p> <p>(イ) 継手を分解し，管に袋ナット，リングの順にセットする。</p> <p>(ウ) インコアを管に，プラスチックハンマー等で根元まで打ち込む。</p>		

現 行	改 正（案）	摘 要																																																																		
<p>(エ) 管を継手本体に挿し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に手で締め付ける。                      (オ) パイプレンチ及びトルクレンチを用いて、標準締め付けトルクまで締め付ける。</p>  <p>図7-4-1 メカニカル継手の接合                      (給水装置標準計画・施工方法 図面集 P18 (厚生労働省))</p> <p>《 省略 》</p> <p>9 工事写真</p> <p>《 省略 》</p> <p>表7-9-2 敷地内の写真管理項目</p> <p>敷地布設部</p> <table border="1" data-bbox="160 1058 1279 1759"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種・種別</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成</td> <td>全景</td> <td>完成後</td> <td>1枚以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管工事</td> <td>管理設深度</td> <td>土被り</td> <td>据付完了後</td> <td>1箇所以上</td> <td>メーターボックス付近以外で撮影すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弁栓類取付工 (仕切弁及び止水栓)</td> <td>取付状況</td> <td>取付後</td> <td>施工箇所毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置位置 ※1</td> <td>設置後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>                     ・基点を明確に撮影すること                      ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること                 </td> </tr> <tr> <td>メーターボックス設置工</td> <td>設置状況</td> <td>設置後</td> <td>1枚以上</td> <td>                     ・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること                      ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする                      ・共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること                 </td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	完成	全景	完成後	1枚以上		管工事	管理設深度	土被り	据付完了後	1箇所以上	メーターボックス付近以外で撮影すること	弁栓類取付工 (仕切弁及び止水栓)	取付状況	取付後	施工箇所毎		設置位置 ※1	設置後	施工箇所毎	・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること	メーターボックス設置工	設置状況	設置後	1枚以上	・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする ・共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること	<p>(エ) 管を継手本体に挿し込み、リングを押し込みながら袋ナットを十分に手で締め付ける。                      (オ) パイプレンチ及びトルクレンチを用いて、標準締め付けトルクまで締め付ける。</p>  <p>図7-4-1 メカニカル継手の接合                      (水道施設設計指針 2024年版)</p> <p>《 省略 》</p> <p>9 工事写真</p> <p>《 省略 》</p> <p>表7-9-2 敷地内の写真管理項目</p> <p>敷地布設部</p> <table border="1" data-bbox="1397 1058 2516 1793"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種・種別</th> <th colspan="3">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完成</td> <td>全景</td> <td>完成後</td> <td>1枚以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">管工事</td> <td>管理設深度</td> <td>土被り</td> <td>据付完了後</td> <td>1箇所以上</td> <td>メーターボックス付近以外で撮影すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弁栓類取付工 (仕切弁及び止水栓)</td> <td>取付状況</td> <td>取付後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>鉄蓋の表示キャップ、弁栓類の名板等の写真を撮影すること</td> </tr> <tr> <td>設置位置 ※1</td> <td>設置後</td> <td>施工箇所毎</td> <td>                     ・基点を明確に撮影すること                      ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること                 </td> </tr> <tr> <td>メーターボックス設置工</td> <td>設置状況</td> <td>設置後</td> <td>1枚以上</td> <td>                     ・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること                      ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする                      ・共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること                 </td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別	写真管理項目			摘要	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	完成	全景	完成後	1枚以上		管工事	管理設深度	土被り	据付完了後	1箇所以上	メーターボックス付近以外で撮影すること	弁栓類取付工 (仕切弁及び止水栓)	取付状況	取付後	施工箇所毎	鉄蓋の表示キャップ、弁栓類の名板等の写真を撮影すること	設置位置 ※1	設置後	施工箇所毎	・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること	メーターボックス設置工	設置状況	設置後	1枚以上	・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする ・共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること	<p>図の変更                      ※設計指針に統一</p> <p>語句の追記</p>
工種・種別		写真管理項目				摘要																																																														
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度																																																																	
完成	全景	完成後	1枚以上																																																																	
管工事	管理設深度	土被り	据付完了後	1箇所以上	メーターボックス付近以外で撮影すること																																																															
	弁栓類取付工 (仕切弁及び止水栓)	取付状況	取付後	施工箇所毎																																																																
		設置位置 ※1	設置後	施工箇所毎	・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること																																																															
メーターボックス設置工	設置状況	設置後	1枚以上	・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする ・共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること																																																																
工種・種別	写真管理項目			摘要																																																																
	撮影項目	撮影時期	撮影頻度																																																																	
完成	全景	完成後	1枚以上																																																																	
管工事	管理設深度	土被り	据付完了後	1箇所以上	メーターボックス付近以外で撮影すること																																																															
	弁栓類取付工 (仕切弁及び止水栓)	取付状況	取付後	施工箇所毎	鉄蓋の表示キャップ、弁栓類の名板等の写真を撮影すること																																																															
		設置位置 ※1	設置後	施工箇所毎	・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること																																																															
メーターボックス設置工	設置状況	設置後	1枚以上	・直結止水栓及び局メーター位置が分かるように撮影すること ・メーター器番及び水道番号票が判読できる写真とする ・共同住宅等の場合は、蓋に部屋番号を記入後に撮影すること																																																																

給水装置工事施行基準（令和8年4月） 新旧対照表

現 行					改 正 (案)					摘 要		
		設置位置 ※1	設置後	1枚以上	・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること			設置位置 ※1	設置後	1枚以上	・基点を明確に撮影すること ・設置位置は申請書のオフセット測定に記載すること	
水道番号票貼付		貼付状況	貼付後	1枚以上	・家周りのどこに貼付けしてあるか分かるように撮影すること ・水道番号票が判読できる写真とする	水道番号票貼付		貼付状況	貼付後	1枚以上	・家周りのどこに貼付けしてあるか分かるように撮影すること ・水道番号票が判読できる写真とする	
水圧 試験	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること	水圧 試験	管路水圧試験	水圧状況	・試験開始時 ・試験終了時	試験実施箇所毎	・水圧と時刻が判読できる写真とする ・当局から指示した場合提出すること	
水質確認		確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること	水質確認		確認状況	確認時	確認実施箇所毎	当局から指示した場合提出すること	
<p>※1 弁栓類（仕切弁及び止水栓）とメーターボックスのオフセット測定写真の撮影は、施工の有無に関わらず行うこと。</p> <p>※2 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、当局と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>					<p>※1 弁栓類（仕切弁及び止水栓）とメーターボックスのオフセット測定写真の撮影は、施工の有無に関わらず行うこと。</p> <p>※2 この管理基準にない項目又は工事の種類、規模、施工条件等によりこの管理基準により難しい場合は、当局と協議の上、施工管理を行うものとする。</p>							

現 行	改 正 (案)	摘 要
<p style="text-align: center;">第 8 章 検 査</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p> <p>2 完工検査</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事が完了したときは、直ちに給水装置工事完工報告書を提出し、管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 管理者が必要と認めるときは、給水装置工事主任技術者が立会うこと。</p> <p>(3) 給水装置工事主任技術者が、連絡又は調整を行い、原則として引渡し前に行うこと。</p> <p>(4) 1 建築物において、局メーターを複数設置した場合は、当局の通水の確認を受けなければならない。</p> <p>(5) 検査の結果、不良箇所があったときは、管理者の指示する期限内に補修を行い、再検査を受けなければならない。</p> <p>(6) 完工検査に要する費用は、条例第33条第1項の規定による手数料のほか、すべて申請者の負担とする。補修に要する費用も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 検 査</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p> <p>2 完工検査</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事が完了したときは、直ちに給水装置工事完工報告書を提出し、管理者の検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 管理者が必要と認めるときは、給水装置工事主任技術者が立会うこと。<b>増圧装置及び受水槽を設置した場合は、原則として立会い検査を必要とする。</b></p> <p>(3) 給水装置工事主任技術者が、連絡又は調整を行い、原則として引渡し前に行うこと。</p> <p>(4) 1 建築物において、局メーターを複数設置した場合は、<b>誤配管によるトラブル防止のため、当局による</b>通水の確認を受けなければならない。</p> <p>(5) 検査の結果、不良箇所があったときは、管理者の指示する期限内に補修を行い、再検査を受けなければならない。</p> <p>(6) 完工検査に要する費用は、条例第33条第1項の規定による手数料のほか、すべて申請者の負担とする。補修に要する費用も同様とする。</p> <p style="text-align: center;">《 省 略 》</p>	<p>語句の追記</p> <p>語句の追記</p>

現 行	改 正（案）	摘 要
-----	--------	-----

	<p>令和8年度の改正より、参考文献のページ数については削除する。</p> <p>(例) (水道施設設計指針 2012年版 P753) → (水道施設設計指針 2024年版)</p>	
--	---	--